

[平成19年 第5回定例会]-[12月05日-03号]-P. 65

◆37番(青山圭一) 私は、民主党川崎市議団を代表し、本定例会に提案された議案並びに市政一般について代表質問を行います。

まず、質問に入る前に、先般示されました政務調査費に関する監査結果につきまして、民主党川崎市議団として真摯に受けとめております。この間、市民の皆様にご迷惑をおかけしたことに心からおわびを申し上げます。今後は、市民の皆様にご納得いただけるよう、政務調査費の用途につきましては1円からの領収書添付、公開と用途基準のさらなる明確化に努めてまいりたいと思っております。

さて、昨今、相次ぐ商品表示偽装問題、防衛省幹部の不祥事、金銭トラブルにより幼い命が奪われるなど、悲惨な事件等が発生し、社会が大きくゆがんでおります。また、原油高騰によるガソリン代、タクシー運賃の値上げにより、市民生活にも大きな影響が生じております。そのような状況の中、137万川崎市民が今後も安心して住み続けられるまちを構築するための政策提案、政策実現を積極的に図ってまいりたいと、私ども民主党川崎市議団は考えております。とりわけ、本年は、本市のまちづくりの指針となる新総合計画の見直しの年であり、本市の将来にとって極めて重要な時期であります。特に、今後の3年間で取り組む新実行計画についてのあり方によって、川崎の将来が大きく左右されます。市民の生命、財産を守り、次代を担う子どもたちにとって、将来に希望が持て、高齢者、障害者が安心して暮らせるまちづくりに向けた取り組みが今まさに求められております。このような観点から、以下、質問を行ってまいります。

川崎市新総合計画実行計画について、市長に伺います。10月2日から11月7日にかけて新実行計画素案に対するパブリックコメントが実施され、また同時に、各区におけるタウンミーティング、出前説明会も行われました。この間、新実行計画素案に対する市民意見の聴取に対する総括と今後の計画への反映について伺います。次に、第1期実行計画の事業目標の達成見込みは現時点においてどのような状況であるのか伺います。また、計画におくれがあるとすれば、その対応と新実行計画における影響について伺います。次に、新実行計画、重点戦略プランの予算額はどのぐらいと推計しているのか、また、その財源対策についても伺います。次に、区への分権を進める本市の立場として、新実行計画において区への権限と予算額はどのようになっているのか、区独自の取り組みは担保されるのか伺います。

次に、新総合計画には本市の基盤整備に大きな影響を与える地下鉄事業についての取り組みが明らかではありません。バス路線、コミュニティ交通、新駅予定地周辺の基盤整備を考える上で大変重要であります。現在の進捗状況、今後の計画見込み、新実行計画との関係についても伺います。

次に、富士見周辺地区整備については、いよいよ富士見周辺地区整備基本計画策定に向け、市民参加のもとに検討会もスタートしました。また、タウンミーティングの中でも富士見中のグラウンド確保に向けて市長も意見を示されました。これまでの検討会の協議内容と今後の方向性について伺います。

次に、住民投票条例について、市長に伺います。まず初めに、住民投票に付することができる市政にかかわる事項の考え方として、修正案では、市域における公共公益施設及び都市基盤施設の建設が相当程度進捗していることにより、中止が困難あるいは中止するこ

とにより重大な影響が生じる事項を削除しています。削除理由として、相当程度進捗していることの判断基準が難しいこと、具体的な状況を踏まえた判断が必要との理由から除外していますが、ここに至るまでの経過と考え方を伺います。

次に、投票資格者の年齢要件についてですが、できる限り幅広い世代の住民が参加できること、あるいは投票運動などにより受ける精神的、身体的影響も考慮してとの考えから、満18歳以上との見解が示されています。しかし一方では、法的整備を含めた議論が必要ではないかとの指摘もあります。このことについて、どのような議論がなされ、整理されてきたのか伺います。また、具体的な実施に当たっては、今後どのような手続や条件整備が必要と考えているのか伺います。

次に、住民投票運動については、公職選挙法その他選挙関連法令の規程に抵触する行為は行えないことが示されています。しかしながら、選挙運動と住民投票運動の明確な区分は実質的には難しい、とりわけ単独で行う場合はより難しいと思われれます。住民投票運動のあり方についてどのような検討がなされてきたのか、具体的な検討内容についても伺います。

次に、検討スケジュール案によると、平成19年度中に条例案を提案、平成20年度中に条例施行と予定されていますが、その考え方に変更はないのか伺います。また、平成20年度のいつごろを視野に入れているのか伺います。

次に、入札制度について、市長に伺います。本年第4回定例会においても質疑をさせていただきましたが、市内企業の育成と市内経済の活性化の観点から、本市が行う入札に当たっては、できるだけ市内業者を優先していくことが重要であります。さきの定例会では、財政局長は、各局が発注する契約についても可能なものは市内業者へ発注するよう指導する旨の答弁をされたわけでありましたが、具体的な契約に当たっては各局の判断に幅があるようにも思われれます。可能なものは市内業者へ発注するのではなく、具体的な不都合が想定されない限り市内業者へ発注するというところで取り組む必要があると考えますが、市長に伺います。また、総合評価落札方式に関して、今年度は簡易型を10件程度実施する予定とのことでありますが、本年度の実施状況と来年度以降の考え方についても伺います。

次に、市長にシティホテル誘致について伺います。研究開発都市としてまちづくりを進めている本市にとって、大きなイベントを行うことができる大規模なシティホテルや国際的な会議場などのコンベンション機能の確保は喫緊の課題と認識しています。市民からは、川崎のイメージアップやグレードを上げる、もっと言えば川崎市にとってのステータス的な一流ホテルの誘致を強く望んでいます。川崎商工会議所からも要望があったと仄聞しております。誘致に関しては、利便性を考慮した立地地域の選定、市民や関係諸団体の要望に応じた時期的なタイミング、関係組織を横断した推進体制の確立、強い意欲を持つてのトップセールスなどが重要だと考えます。民間活力を生かした魅力ある広域拠点の形成としてシティホテル誘致について、市長としてどのように進めていくのか、見解を伺います。

次に、羽田空港再拡張に伴う神奈川口構想の取り組み状況と今後の見通しについて、市長に伺います。対岸の羽田側の状況も踏まえ、国、東京都、県との取り組みはどのようになっているのかも含めて伺います。また、本年から都市再生機構が所有する土地について3年間の暫定利用がなされております。本市の将来を見据えた中で、この土地の持つポテンシャルは非常に高いと考えます。神奈川口構想の進捗状況を見据えた取り組みをするこ

とは一定理解をいたしますが、本市としての土地利用のビジョンをより明確にし、都市再生機構と協議していくことが求められていると考えます。場合によっては、都市再生機構が所有する土地を取得し、神奈川口構想にふさわしい基盤整備を図ることが本市の将来にとって有益であるとも考えられますが、見解と対応を伺います。

次に、臨海部再生事業に関連して、総合企画局長に伺います。本市における企業誘致、産業立地促進に向けて、地域再生法に基づく地域再生計画が去る11月22日に内閣府から認定され、川崎臨海部の再生を牽引する重要な拠点地区として水江町地内公共用地を有効活用し、先端技術産業や研究開発機関などの戦略的な立地誘導に取り組んでいくとのことであります。この水江町地内公共用地の有効活用については、議会でも議論がなされておりますが、その具体的内容について以下何点か伺います。

まず、川崎臨海部の再生における水江町地内公共用地の有効活用の位置づけについて伺います。2点目に、水江町地内公共用地を有効活用するに至った背景と理由について伺います。3点目に、有効活用するために、どのような事業スキームを考えているのか伺います。4点目に、土地開発公社から川崎市が再取得する場合、購入にかかった費用や利息などを含めた額で再取得することになると思いますが、再取得に要する金額はどのくらいになるのか伺います。5点目に、実際に水江町地内公共用地へ進出を希望する企業からの問い合わせがあるのかどうか伺います。

次に、経済局長に伺います。川崎臨海部については、物流業者や環境・リサイクル業者の進出希望が多くあると仄聞しています。このような状況の中で、市が想定する先端技術産業や研究開発機関等を戦略的に立地誘導していくためには、何らかのインセンティブが必要であると考えます。そこで、川崎臨海部を希望する先端産業等に対する支援制度について、どのような検討をされているのか伺います。また、アジア起業家村構想についても、民間企業との連携を含めた現状課題と今後の展望について伺います。そして、神奈川口における第2KSPの誘致についての考え方も伺っておきます。

次に、臨港道路東扇島水江町線の整備について、港湾局長に伺います。川崎港の東扇島において、物流の高度化等を目指した総合物流拠点地区形成への取り組みや、今年度末には首都圏の基幹的広域防災拠点として機能する東扇島東公園が完成します。そのため、物流拠点の強化や市民のアクセス充実を目指した臨港道路東扇島水江町線の整備に向けた取り組みを行っているということですが、その後の状況について伺います。

次に、環境総合研究所整備事業について、環境局長に伺います。次期実行計画では、環境総合研究所整備に先駆けて、仮称環境技術情報センターを設置するとしておりますが、まず、その設置目的、場所、時期について伺います。次いで、そこで実施する事業内容について、また、設置によって期待される効果について、さらに、環境総合研究所の整備は神奈川口を想定しているようですが、具体的には神奈川口のどこを想定しているのか、あるいはどのように整備を進めていくのか伺います。加えて、環境総合研究所と環境技術情報センターとの組織的な関連性と位置づけはどのようになるのかも伺います。

次に、いじめ対策について、教育長に伺います。全国の学校で平成18年度に確認されたいじめが12万4,898件に上ることが、文部科学省が発表した問題行動の調査で判明し、前年度の約2万件から一気に約6.2倍にふえたことで大きなニュースになりました。そこでまず、本市の調査結果におけるいじめの件数を前年度の件数とあわせて伺います。また、折しも

昨年度、川崎市総合教育センターが10年前との比較を通していじめの現状を調査されたと伺っております。この調査から見えてくる現代のいじめの実態とはどのようなものなのか、また、その原因をどこにあると分析しているのか伺います。

かわさき教育プランの新実行計画におきましても、スクールカウンセラーの充実、フレンドシップかわさき事業の拡充、ゆうゆう広場の増設などに取り組むと示されておりますが、全国初の子どもの権利条例を制定した本市として、時代とともに多様に変化するいじめに対して具体的にどう対処していくのか、抜本的な問題解決に向けての本市のいじめ対策を伺います。

次に、教育長に、安全・安心まちづくり推進協議会の充実とスクールガード・リーダーの増員など、学童の安全の確保について伺います。現在、教育委員会は、文部科学省の委託事業「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の中でスクールガード・リーダーの配置を平成18年度から全市で行っています。本年度は配置が8名であります。行政区に1名の配置では人的に運用に無理があると思います。また、平成20年度からは増員をしたいとの目標が示されています。スクールガード・リーダーの増員、確保、処遇の見直しなどについて、我が会派はこの間、改善を求めてきましたが、来年度以降の取り組みについて伺います。警察官OBを活用するスクールサポーター制度の活用のあり方についても、スクールガード・リーダーとの連携を含め伺います。学童等交通誘導員制度が平成21年度に廃止とのことですが、臨時交通整理員の充実、活用のあり方について伺います。

次に、公立学校の管理職登用制度について伺います。本市では、かわさき教育プランに基づき、生きる力をはぐくむ個性が輝く学校づくりを進めていますが、教育の課題が山積している中で、能力や資質を十分に備えた人材登用ができるよう教員の採用方法の改善や管理職登用制度の見直しを図っていると仄聞しています。大切なことは、経営手腕だけでなく何よりも子どもの立場に立った先生の登用が求められています。

そこで、他都市でも実施されている民間校長の登用や、校長選考についての本市としての考え方や取り組み経過について伺います。また、今後どのように進めていくかについても伺います。さらに、教員の採用について、また、教員研修の現状など本市の特徴的な取り組みについて伺います。

次に、創意工夫できる学校づくりを実現するための財源関係について伺います。本年、本市の多くの小学校・中学校で50周年、60周年を迎え、独自に工夫された記念行事が実施されました。卒業生も数千名を数え、母校に対しさまざまな形で支援をしていただいています。支援の一つとして、学校に対する寄附については即時に児童生徒に還元できることなどから、物品や設備の寄贈で受領する方法がとられていると仄聞していますが、そのほかにも寄附金による支援も有効な手段と考えます。しかし、寄附者の意向を尊重した寄附金の活用が難しいとも言われています。母校に限って用途を指定した寄附の扱いなど学校独自の寄附金の受け皿づくりの制度化や税控除などが生かされる仕組みづくりについての課題と今後の方向性について伺います。また、設備の修繕についても校長裁量で決裁できる範囲が限られているとも仄聞しています。ふぐあい箇所に対応することで、安心して授業が受けられることが優先されるべきであると思いますが、学校予算の校長裁量に対しての財源移譲について見解を伺います。

次に、子どもたちの職業体験、人材育成について伺います。活力にあふれ躍動する将来

の川崎市をつくるためには、幼年期の子どもたちを含め、若年層の人材育成は必要不可欠であります。全国学力・学習状況調査結果概要が川崎市の児童生徒の学習・生活の状況として発表されました。それによると、本市では、将来の夢や目標を持っている中学生は全体で69%と全国平均よりも低く、昨今、将来自分が何をしたいかがわからない、どのような仕事に携わりたいのか迷走する子どもたちが本市において増加している傾向が見受けられます。

私たち民主党は、川崎 Manifestoの中でも、子どもたちへの就業体験やインターンシップ制度等を通して仕事の社会的役割を理解し、働くことの楽しさ、厳しさを学び、自立性や社会性、金銭感覚を養うことの重要性を訴えております。例えば、東京都の豊洲にはキッザニアと呼ばれる、子どもたちが好きな仕事にチャレンジし、楽しみながら社会の仕組みを学ぶことができる、教育とエンターテインメントを融合した施設もあります。先日も市内の中学生が総合学習の一環として市役所や市議会へも職場体験に来るなど、日常の学校生活と異なった空間での体験は生徒児童からも好評であると仄聞しております。幸い本市には国内大手メーカーが多数存在し、国内産業を長年支えてきた、ものづくりという観点からは歴史的にも実績的にも格好の学びの場であると考えます。本市の特徴を生かした地域と教育と企業が連携した人づくり、一人でも多くの子どもたちに自分の将来について考えるきっかけを持たせることが人材育成につながると考えますが、本市の取り組みについて伺います。

次に、ヒートアイランド対策について、教育長に伺います。市長は行財政改革を市政運営の最重要課題と位置づけ、全市を挙げてさまざまな改革に取り組んでおられるところがあります。改革の成果を市民サービスの向上に還元するため、区役所トイレの快適化や小中学校の冷房化に平成19年度から順次整備すると仄聞しております。小中学校の冷房化といっても、普通教室3,110教室を冷房化するに当たっては幾つかの課題があるように思われます。昨今のCO2排出量削減に関する国際的動向から、川崎市でも具体的な温室効果ガスの削減策を導入することが求められていると考えます。小中学校の冷房化には、より効率的な機器の導入は前提となりますが、屋上緑化、壁面緑化、または校庭の芝生化など学校全体の温暖化対策について考慮する必要があると考えます。

最近の地球温暖化対策技術として、仄聞するところによると、特殊セラミック塗料などを外壁、内面に塗布することによる、より効率的な技術があると聞いておりますが、これらの地球温暖化対策における技術動向を含め、今後の考え方について伺います。

次に、仮称市民交番など防犯活動拠点の設置について、市民局長に伺います。さきの我が会派の定例会代表質問において、平成19年度川崎市安全・安心まちづくり推進協議会で策定された推進計画の中で、防犯活動拠点施設の設置検討を取り組み課題と位置づけ、各区推進協議会とも連携し、防犯活動拠点設置の検討をすとの答弁がありました。その後の経過について具体的に伺います。また、現在多摩区の長尾町会を中心に行われている国の「地域安全安心ステーション」モデル事業以外に、防犯活動拠点施設整備に向けて、国や県の積極的な支援制度をどのように活用していくのか、具体的に伺います。

次に、新川崎・創造のもり計画推進事業について、総合企画局長に伺います。産業界、大学及び行政・市民の連携により、21世紀を支える新しい科学技術や産業を創造する研究開発拠点の形成と、次代を担う子どもたちが科学技術への夢をはぐくむ場づくりをコンセ

プトにスタートした創造のもり事業も、第1期ケイスクエア・タウンキャンパス、第2期K B I Cと大きな成果とともに進んでまいりました。今年度は、いよいよ第3期事業に向けて基本的な土地利用方針を決定されるよう伺っておりますが、先端技術の集積する研究都市・川崎のまさに顔として、新川崎・創造のもりには将来を担う子どもたちを初め多くの市民の期待が寄せられております。パイオニアの進出など、新川崎地区全体の開発もはっきりと具体化してきた今、次世代への夢をつなぐような第3期創造のもり事業計画の内容と今後のスケジュールを伺います。

次に、生田緑地の整備について幾つか伺います。生田緑地は川崎市民の緑の共有財産であり、その整備には市民の注目と高い関心が集まっています。そこで、1点目に青少年科学館の整備について伺います。改築場所については現在地周辺に絞り検討しているとの議会答弁でしたが、最終的にどこに決定したのか、具体的に伺います。

次に、基本計画策定に向けてプロポーザルを実施したと仄聞していますが、その結果と今後の策定に向けた取り組みについて伺います。採用された提案では、施設規模はどのようになるのかについても伺います。次に、新しい科学館のコンセプトと、自然系博物館としての機能の充実について、また、ビジターセンター、総合インフォメーション、レストハウス等のそれぞれの機能についても伺います。次に、当初計画では2010年完成、リニューアルオープンとされていますが、間違いはないのか、また、完成までの年次計画についても伺います。

2点目に、青少年科学館に隣接する噴水広場の再整備について伺います。青少年科学館改築計画と整合を図る必要がありますが、整備スケジュールと完成時期について伺います。次に、噴水広場再整備の整備内容について伺います。また、再整備によって噴水がなくなることから、広場の名称についても考慮すべきと思いますが、伺います。

3点目は生田緑地管理運営協議会についてであります。本格的な市民参加のもと、2003年度生田緑地整備構想、2004年度生田緑地整備計画、2005年度生田緑地管理計画が策定されました。こうした経過を踏まえ、2006年8月生田緑地管理協議会が設置され、実施段階での活動が始まりました。しかし、設立以来1年3カ月、見るべき成果や活動実績も少なく、協議会が有効に機能していないとの声が上がっています。現状への認識と改善策を伺います。管理運営協議会の性格をもっと明確にすることなど、市民が参加しやすい形にすべきと思いますが、見解を伺います。

次に、次世代型路面電車——L R Tなど、環境に優しい公共交通について伺います。阿部市長は議会冒頭、地方自治体が主体的に地球温暖化防止、二酸化炭素排出削減に取り組むことは避けて通ることができない重要課題であり、本市も環境分野での国際貢献を考えていくと述べられました。また、国としても、平成19年10月1日に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律でも、自家用車への依存を減らし交通渋滞や環境問題を解消すること、すなわち地域公共交通の活性化・再生が喫緊の課題としています。

私たち民主党は、川崎 Manifestoにおいて、地域公共交通の活性化・再生に加え、さらに一步踏み込み、次世代型路面電車——L R Tや、現在東京都内で走行中の燃料電池バスなど、地球環境に配慮した新公共交通システムの実現を提案しています。そこで、現在の本市における公共交通機関と環境問題のあり方、今後の展望と取り組みについて伺います。

次に、老人保健法の廃止に伴う新たな老人保健制度、後期高齢者医療制度について、健

康福祉局長に伺います。都道府県ごとにすべての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が設立され、法令で定める基準に従い、医療給付、保険事業や保険料など、条例制定における議論が進められています。後期高齢者医療制度では、被扶養者となっていた高齢者は新たに保険料を払わなければならなくなり、財政運営の仕組みとして、年金受給額が年額18万円以上の方は年金からの天引きがされ、18万円未満の方は普通徴収される仕組みであります。そこで、保険料の軽減策における軽減判定の基準と割合について伺います。また、国においては、被扶養者であった高齢者の保険料徴収を来年4月から6カ月間凍結することを明らかにしていることから、その間、広域連合の公費負担割合に変更は生じないのか伺います。

次に、高齢者介護サービスの充実について伺います。1点目は、特別養護老人ホームなど介護基盤の整備についてであります。必要な人に必要な介護サービスを提供するために、介護基盤の着実な整備が不可欠であります。しかし、2007年4月1日現在の特養ホームの入居申請数が4,552名に達するなど、基盤整備のおくれが生じています。

そこでまず、1、特別養護老人ホーム、2、小規模特別養護老人ホーム、3、介護老人保健施設、4、ケアハウスの整備状況と、そのことについての評価、今後の取り組み方を伺います。次に、必要な整備量の考え方と実現のための手だて、手法についても伺います。次に、特別養護老人ホームは現在、ユニット型個室で整備されています。そうしたホームでは、低所得者層の新規入居は困難と言われていますが、その実態について伺います。また、生活保護受給者は個室に入居できないとのことですが、その理由についても伺います。

2点目は、地域密着型の在宅支援サービスについてであります。1、夜間対応型訪問介護、2、認知症対応型通所介護、3、小規模多機能型居宅介護による現在の整備状況と計画達成の見通しについて伺います。小規模多機能型居宅介護は地域密着型サービスの核となる施策で、その充実が強く望まれています。11月1日現在、内定の2カ所を含め11カ所あります。2008年度までの整備目標数は36カ所で、このままで果たして目標が達成できるのか大いに危惧されます。これまで、制度の周知を図るなどの支援を行う等と答弁されていますが、新たな整備促進の対策をさらに講ずるべきであります。現状に対する認識と今後の対応策を伺います。

3点目は、地域包括支援センターについてであります。2007年度から、ケアプランを作成するための職員を必要に応じて雇用することができる制度の創設など幾つかの改善が図られましたが、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護などの4事業が十分に展開し切れていない状態があります。国の設置基準のおおむね3万人に1カ所に合わせれば、本市は45から46カ所設置数となります。2008年1月の幸区での開設を含めても現状39カ所。せめて国基準にすべきと思いますが、現状に対する認識を含め、基本的な考え方を伺います。次に、地域包括支援センターが適正に機能しているか、事業内容を評価することが求められていますが、どのように取り組んでいるのか伺います。1、評価をするに当たっての課題、2、自己評価なのか、第三者評価なのかなど評価の仕方、3、評価の実施時期についても伺います。

4点目に、高齢者実態調査について伺います。2008年度に第4期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画を策定することになりますが、そのための基礎資料となる高齢者にかか

わる実態調査が2007年度に実施されています。従来からの継続した調査項目とともに、現状に合わせた新たな調査項目も必要と考えますが、どのような調査内容になっているのか伺います。

次に、障害者の自立支援について何点か伺います。障害者自立支援法が本格実施されてから1年となりますが、本市は、障害者を援助するスピーチセラピストなど専門家が少ないため、生まれてくる障害児の受け皿である地域療育センターの機能が十分でないとの声があります。現在進められている仮称西部地域療育センターの設置で要望が実現するのか伺います。仮称西部療育センターの人員と内容を伺います。また、現在療育センターでの入所対象者は就学前の幼児までと聞いていますが、学校に通っている児童への対応についてはどうなるか伺います。市内にある入所施設も、障害者支援施設「みずさわ」ができたにもかかわらず、入所希望はふえているため、このままの整備体制でよいのか、入所定員の見直しについても伺います。

さて、この7月に行った、グループホームを運営する市内19法人の実態調査によると、平成18年10月に障害者自立支援法実施による新事業体系に移行後、利用者がふえているにもかかわらず、総額で約2,200万円の減少となるなど、収入が大幅に減少した実態が報告されています。夜間の世話人の確保を初め、職員が確保できず、やっとホームを運営している状況もあります。新体系に移行後、まず、市として早急に収入の実態調査を行うことなどを提言してまいりましたが、対応を伺います。

川崎市障害福祉計画のグループホーム新規目標では、平成19年から毎年88人増員となっていますが、現時点での各法人の設立計画では、平成18年度が既に41人分、平成19年度が32人分、平成20年度に至っては48人分の不足を生じる事態が指摘されています。居住系サービスの受け皿が少ないと指摘される本市の状況をかんがみますと、ケアホーム、グループホームの増員計画は非常に重要です。

そこで、障害福祉計画の目標数値が実現できるのか、その見直しについて伺います。さらに、設置費補助金の復活、家賃補助金の増額や入院者支援補助金の創設など、各種補助金の充実と見直しについて伺います。本市は平成20年度の国の報酬単価等の見直しを契機に改善するとの方針が示されておりますが、具体的な対応を伺います。さらに、初期投資と運転資金の支援も大切です。あわせて、考え方を伺います。

次に、成年後見制度について伺います。判断能力が不十分な高齢者や障害者にとって欠かすことのできない制度としての成年後見制度ですが、特に、親亡き後の障害者の権利を確かなものにしていくための整備が不十分と考え、再三質問していますが、現実には厳しいものがあります。来年度には、市内7カ所にあんしんセンターが設置されるということですが、相談に当たる職員の配置と経験は十分に対応できるものなのか伺います。また、市として成年後見制度連絡会を立ち上げたということですが、これまでの協議内容、成果、今後の課題について伺います。

また、成年後見の中で問題になるのは、金銭管理と身上監護ですが、金銭管理は専門家の司法書士、行政書士などに任せられますが、身上監護は本人の日常の行動をよく知る人が必要です。このように、複数の後見人がつくことでこの制度がより安心できるものとなります。先日、宮前区のタウンミーティングにおいて、世田谷区の市民後見人となった方の話がありましたが、本市においても、身上監護の必要性から、市民後見人を検討すべき

ではないかと考えますが、見解を伺います。

次に、子育て支援センターについて伺います。子育て支援センター並びに子育て広場については、中学校区に1つあるこども文化センターに設置する予定と伺いました。利用者から、内容についても検討をしていただきたいという声を聞きます。そこで、現在ある子育て支援センターのスタッフの人員と資格、そして、これから設置しようとしているセンターの内容について伺います。

次に、保育緊急5か年計画について伺います。目的については、まず人口急増地域における待機児童解消が第一義と思います。現在の進捗度と今後の達成目標を伺います。さらに、民間保育所を増設しかわさき保育室として整備するということですが、さまざまな条例や厳しい要件があるようです。この緊急措置によって民間の保育所整備における問題点がクローズアップされています。これらの問題点について伺います。現在のゼロ歳児から3歳児までのおなかま保育室を順次削減していくことによって、新設であるかわさき保育室におけるゼロ歳児から3歳児の受け入れが減少し、この年代における待機児童は反対にふえるものと思われませんが、見解を伺います。

次に、改正基準法について、まちづくり局長に伺います。平成17年11月に発覚した構造計算書偽装事件により、国民の建築物に対する不安は高まっています。こうした状況の中で、安全を求める国民の世論を背景に国は本年6月、改正建築基準法を施行しました。国土交通省の調査によると、新築住宅の着工戸数は6月、前年比6%ふえたのに対し、7月が23%、8月は43%減となっています。ようやく好転に転じた日本経済に悪影響を及ぼしかねないと言われていています。今回の改正は、建築確認審査の厳格化を図ったもので、従来の審査に新設の構造計算適合性判定機関を加えた2段階のチェック、審査機関の最大70日までの延長、3階建て以上の共同住宅への中間検査の義務づけなどが柱となっています。このことがブレーキとなって停滞しているとも指摘されていますが、本市における住宅着工戸数の推移と建築確認件数の推移について、あわせてその理由についても伺います。また、これまで国土交通省に対してどのような働きかけをしてきたのか伺います。

次に、古沢地区の市街化区域への編入について伺います。今回即編の案が示された古沢地区は、くしくも北部の病院建設が予定されている地域の周辺に当たります。同時に、幸区の一部でも同様の案が示されております。

そこで伺いますが、1点目、本市では今までにこのような手法での即編をした経過があるのか、また県内での事例はどうか、2点目、今回、何が基準となり、どのような変化が原因となって実施をするのか、3点目、今回の区域はこれまで人口フレームを申請し、区画整理事業を行えば用途の見直しができる」と説明されてきたが、方針転換をする根拠と変更する原因は何か示していただきたい、4点目、今回の変更によるメリットは何か、周辺用途地域との整合性をどう考えるのか、それぞれ伺います。

次に、議案第136号、川崎市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について伺います。まず初めに、市民・こども局について総務局長に伺います。現在のこども事業本部の業務執行において何が課題となって、新たにこども本部を設置するに至ったのか伺います。また、こども本部を設置することにより、今まで以上に区役所との連携強化や地域社会全体で子育てや子どもの成長を支援することができる」との考え方が示されていますが、どのように変化していくのか、具体的にその対策を明らかに示してください。次に、局長級の本

部長を配置し、子ども支援関連施策に関する責任と権限の明確化を図るとのことですが、具体的な内容をお示し下さい。

次に、経済労働局について伺います。その目的を、産業人材の育成や多様な就業機会の確保に向けた支援を促進するとともに、勤労者福祉や技術の奨励、継承のための取り組みを総合的に推進するとの考えが示されています。工業都市川崎の発展にとって多大な貢献をしている本市に働く勤労者をめぐる諸課題の解決を図るためには、遅きに失した感も否めないところですが、具体的な取り組みについて伺います。

次に、意欲ある人がみずからの能力や個性を生かして働くことができるよう多様な就業機会を確保していくとのことですが、本市の雇用状況と今日までの本市の就業機会の実績など伺います。また、厚生労働省は障害者の法定雇用率が1.55%、30万人を突破したと発表しましたが、神奈川県内状況は全国ワーストツーとのこと。組織整備を進める中で、障害者の雇用を含む就業機会の確保をどのように進めようと考えているのか伺います。

次に、議案第137号、川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について伺います。本条例は、2002年度の55手当から現在20ある手当を来年4月に13に統廃合することを定めるものです。今回の統廃合により、約7,800万円の削減が図れるとのことですが、2002年度の55手当、現在の20手当、今回の13手当のそれぞれの手当総額は幾らだったのか、また幾らになるのか伺います。また、今回の条例改正の特徴は手当の種類、手当を受ける者の範囲、額、支給方法を明文化したことだろうと考えます。そのこと背景を伺います。また、今後の統廃合も視野にあるのかも伺います。次に、手当の支給に当たっては、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務に支給することになってはいますが、著しく特殊な勤務は別として、著しく危険、不快、不健康な勤務については、元来そのような職場環境をなくすことに全力を傾注すべきではないかと考えます。今日までどのような改善がなされてきたのか、今後どのような取り組みを進めようとしていくのか伺います。

次に、議案第140号、川崎市老人医療費助成条例を廃止する条例の制定について伺います。昨年、国会で医療制度改革関連法が成立し、老人保健法が平成20年度から廃止されることを受けて、老人保健法を準用している本市の単独事業、67歳から69歳の3年を対象とした川崎市老人医療費助成制度条例廃止を提案しました。これまで、我が会派、民主党川崎市議会議員団は、議会ごとに川崎市老人医療費助成制度については、廃止後の制度維持の提案や持続可能な老人医療費助成制度、また、高齢者の医療費自己負担軽減策について議論をしてきました。

そこで伺います。国は、来年4月から70歳から74歳までの前期高齢者に対する窓口負担を1割から2割に引き上げる負担率を一時的に凍結する方針を明らかにしました。これによる国の負担経費は、地方も含め約2,500億円であります。この凍結に伴う川崎市老人医療費助成制度廃止にかわる新たな支援策などについての考え方があるのか伺います。また、条例廃止に伴う川崎市老人医療費助成制度経過措置対象者への医療費負担の割合、支援策について伺います。また、新たな支援策に対する財源と支援対象者への配分額の根拠についても伺います。

川崎市老人医療費助成制度の廃止に伴う財政の支出については、国の前期高齢者に対する負担率が凍結された場合と凍結が解除された場合では、支援策実施における本市の財政に差額が発生します。その金額と財政措置について伺います。そして、川崎市老人医療費

助成制度の廃止に伴う財源は、今後、高齢者の健康増進及び予防事業などに計上されていくべきと考えますが、来年度予算への反映について伺います。

川崎市老人医療費助成制度は、昭和47年に制度が開始され、老人医療費の一部を助成すると同時に、老人保健の向上に寄与し、老人福祉の増進を図ることを目的とした本市のすばらしい事業であります。長年親しまれてきたこの制度の廃止は、市民にも大きな影響を与えることとなります。市民への説明責任、周知徹底の方法について伺います。

次に、議案第152号、平成19年度川崎市一般会計補正予算について伺います。債務負担行為補正で平成20年度以降にわたるものについての平成18年度末までの支出額及び平成19年度以降の支出予定額等に関する調書において、粗大ごみ収集運搬業務委託経費として、平成19年度から平成22年度にわたり10億4,066万1,000円が予定されています。これは、家庭から排出される粗大ごみの収集を民間事業者へ委託するものでありますが、ごみ収集業務は市民生活に密着した業務であり、その安定的なサービス提供の確保のためにも、また、市内業者育成の観点からも、できるだけ地域に密着した市内の事業者が受託できるよう入札を行う必要があります。市内業者への優先発注についての考えを環境局長に伺います。

次に、議案第155号、仮称リサイクルパークあさお整備事業ごみ焼却処理施設建設工事請負契約の締結について何点か伺います。初めに、今回、落札率は64%を切るという極めて低い落札価格であり、低入札価格調査の対象工事として調査を実施されたとのことであり、近隣政令指定都市、例えば横浜市の調査では、工事内訳書における直接工事費と共通仮設費合計の75%を下回ると失格基準とすることを導入し、さらに、下請予定業者の社印のある見積書の提出を義務づけるなどの厳しい基準を設け、低価格入札を防止する対策を講じております。本市の調査で、本当に本工事が支障なく実行されるものなのか伺います。また、こうした低価格入札を引き起こす要因の一つに、WTOの縛りが起因していると思われ、このような安かろう悪かろうとの印象を受け、いわゆる姉歯耐震偽装問題を誘因するかのよう今回の落札結果を防止する本市独自の方策を考える必要があると考えます。今後の入札にも大きく影響すると思われるこの防止策についての見解を伺います。

2番目に、今回の落札業者は、仮契約前に環境事業からの撤退を検討している内容や、会社ぐるみの不正支出の記事が新聞紙上をにぎわせましたが、このことに関して、どのような調査を実施されたのか、また、東京都発注の下水道ポンプ独禁法違反でも現在裁判中と仄聞しておりますが、この件について本市としてどのようにお考えなのか伺います。さらに、この低価格落札による設備及び工事の建設における安全性、あるいは事業撤退や独禁法での係争問題などへのリスクヘッジへの担保をどうとられているのか伺います。

3番目に、既に住民に説明された環境影響評価書の最大排ガス排出量が高質ごみではオーバーするという情報があります。近隣住民はかねてより設備及び環境面での安全性の確保に危惧しておりました。もし仮にオーバーするのであれば、環境影響評価をやり直し、再度住民に説明する必要があるのではないかと思います。見解を伺います。

以上で私の質問を終わります。(拍手)

○副議長(玉井信重) 市長。

[市長 阿部孝夫登壇]

◎市長（阿部孝夫） それでは、私から、ただいまの民主党を代表されました青山議員の御質問にお答えいたします。

新実行計画についてのお尋ねでございますが、新実行計画素案につきましては、タウンミーティングの開催を初め、パブリックコメント手続や出前説明会によりまして、市民の皆様から広く御意見を伺ってまいりました。特に、タウンミーティングでは、限られた時間ではございましたが、市民の皆様には計画素案の説明をさせていただくとともに、直接御意見を伺い、活発な意見交換をさせていただくことができました。このことは、本市が進めるまちづくりに御理解をいただき、また、市民の皆様の声を市政に反映させていくという意味で、大変有意義なものであったと考えております。今後は、いただいた御意見を踏まえ、現在進めております予算編成作業とも連動させながら、来年3月の計画策定に向け、引き続き取り組みを進めてまいります。

次に、第1期実行計画の達成状況等についてでございますが、本年6月末に事業目標の達成見込みの把握を行っており、計画に位置づけられた全事務事業のうち、95.8%に当たる事業で計画どおりの目標達成が見込まれており、計画はおおむね順調に進捗しているものと考えております。一方で、事業執行の過程で新たな課題が生じ調整に時間を要している事業などもございますことから、対応状況等を検証した上で事業計画の見直しを行い、新実行計画に位置づけてまいりたいと考えております。

次に、新実行計画の予算額等についてでございますが、本市の実行計画では、計画期間の3カ年に取り組みますすべての施策・事務事業について、必要な事業費を積算し、財政的な裏づけを明示することで計画の実効性を確保しているものでございます。

新実行計画の計画事業費につきましては、計画の着実な推進に向けて、施策・事務事業の執行に必要な適正な予算額を、その財源対策も含めまして、平成20年度の予算編成作業を通して調整を進め、新たに策定いたします財政フレームとも整合を図ってまいります。

次に、区の権限と予算についてでございますが、新総合計画におきましては、区役所を地域の課題をみずから発見し解決できる市民協働拠点とすることを区行政改革の基本方向に掲げ、取り組みを進めているところでございます。新実行計画におきましては、区民会議などで審議いただいております区における課題解決の取り組みを区計画に反映し、これを着実に実行するために、従来の協働推進事業費に加え、区の課題解決予算として要求基準額を設定するなど、区予算の充実などを図ってまいります。あわせて、施策や事業にかかわる区の主体的な企画立案、予算要求、事業執行などの機能全般につきましても、さらに向上させ、区の特性に合わせた施策が展開できるよう取り組みを進めてまいります。

川崎縦貫高速鉄道線整備事業についてのお尋ねでございますが、本事業につきましては、これまで国に対しまして、小杉接続計画の首都圏鉄道ネットワークにおける位置づけ、利便性、採算性などにつきまして、幅広く説明し協議を進めてまいりました。しかしながら、都市鉄道整備の関係では、国土交通省の平成20年度予算概算要求において、新規の事業採択要求路線がなかったことから、平成20年度の鉄道事業許可の取得、平成22年度の工事着手は難しい状況でございます。

本事業は、新実行計画素案におきまして、広域公共交通機関網の整備に向けた、主な事業として位置づけておりまして、今後とも、国や関連鉄道事業者等との協議調整に積極的

に取り組み、できるだけ早期の補助採択、鉄道事業許可の取得を目指してまいります。

住民投票制度についてのお尋ねでございますが、初めに、対象事項の除外事項についてでございますが、従前は、公共公益施設等の建設が相当程度進捗している状況にある事案につきましては、国等への補助金の返還の問題や建設中止による社会経済上の影響などにより、現実的に中止することが困難な場合も想定されますことから、除外事項に加える必要があるとしていたところでございます。しかしながら、建設が相当程度進捗している状況の判断基準が難しいこと、また、建設の進捗状況にのみ着目するのではなくて、対象となる事案の個別具体的な状況を踏まえた判断が必要となることから、除外事項としないことが適当としたところでございます。

次に、投票資格者の年齢要件についてでございますが、住民投票制度は、現在または将来の住民の福祉に重大な影響を及ぼす可能性のある事項が対象となりますので、選挙権の有無にかかわらず、なるべく幅広い世代の住民が投票に参加することが望ましいと考えております。

また、住民投票制度検討委員会報告書において、未成年者については、投票運動により受ける精神的影響なども考慮する必要があるとの考えも示されており、これらの点を踏まえ、満18歳以上を投票資格者とするのが適当としたところでございます。

次に、実施に向けた条件整備等についてでございますが、住民基本台帳及び外国人登録原票を利用しまして、外国人や未成年者も含めた投票資格者名簿を調製するための新たなシステムを条例制定後に構築する予定でございます。

次に、住民投票運動についてでございますが、住民投票は、選挙と同日に実施することを原則としておりますことから、公職選挙法等の規定に抵触した住民投票運動を行えないことについて、条例上、明確に規定してまいりたいと考えております。

次に、検討スケジュールについてでございますが、検討委員会報告書が公表されました以降、住民投票制度につきましては、議会権限とのかかわりなど、制度創設に向けた多くの論点がございまして、慎重な検討を行ってきたところでございます。今後も引き続き、議会の皆様との意見交換などを行いながら検討を進め、条例素案を作成し、パブリックコメント手続を経て、来年度の早い時期に条例提案を行いたいと考えております。

また、条例制定後、市民への十分な制度周知を行うことに加え、施行規則の制定や投票資格者名簿に関するシステム開発を行う必要がございますので、条例の施行までにはおおむね半年程度の期間が必要になると考えております。

入札制度についてのお尋ねでございますが、初めに、市内業者への優先発注についてでございますが、市内業者だけでは業務の履行を確保できる業者が少ないなど、入札の競争性が確保できないと思われる場合以外は市内業者へ発注するように努めております。

次に、総合評価落札方式の実施についてでございますが、土木工事については、これまで5件の入札を実施し、建築工事については、年内に3件公告する予定でございます。また、来年度以降につきましては、工事の品質確保の促進に努めることは極めて重要でございますので、今年度の試行結果を検証した上で実施件数を拡大してまいりたいと考えております。

シティホテル誘致についてのお尋ねでございますが、本市では、市内の各都市拠点において、地域の個性を生かしながら活力あるまちづくりが順調に進んでおります。また、先

端的研究開発機能の集積も進んでおり、さらには2010年度の羽田空港の再拡張・国際化などを受け、国内外における本市の存在感が一層高まってきております。こうした中、産業や学術の分野を初め、文化芸術などの幅広い分野の方々に活動・交流の場を提供し、本市の風格をさらに高めるとともに、にぎわいと魅力ある都市として、その利便性を向上させてまいりますためには、シティホテルやコンベンション機能の立地を図っていくことが大変重要であると考えております。

現在、川崎駅西口や小杉駅周辺地区などで、民間部門との連携・協調によるまちづくりを推進しておりますので、こうした動きをとらえて、シティホテルやコンベンション機能の立地誘導に向けて積極的な取り組みを進めてまいりたいと存じます。

神奈川口構想についてのお尋ねでございますが、神奈川口構想の中心的な課題であります羽田連絡道路につきましては、現在、京浜臨海部基盤施設検討会の場で議論を進めているところでございます。一方、空港跡地利用につきましては、航空局、東京都、大田区及び品川区で構成される羽田空港移転問題協議会で検討が進められ、本年度中を目途に羽田空港跡地利用基本計画が取りまとめられる予定であるとのことから、今後も引き続き関係機関との連携を深め、ルートや構造などの早期決定に向けて積極的に取り組んでまいります。

次に、羽田空港の対岸に位置する殿町3丁目地区につきましては、臨海部全体の再生を先導するとともに、国際社会にも貢献できる戦略的な拠点とすることが必要であると考えております。そのためには、本市がこれまで培ってきた基盤技術や素材産業の集積に加え、環境、福祉、医療、健康などの分野の高度な先端技術や研究開発機能が集積する拠点形成を行い、羽田空港再拡張・国際化の効果を首都圏のみならず、広く全国、国際社会へも波及させてまいりたいと考えております。

当地区のまちづくりを進める上で、関係地権者との協議、調整を図ることは大変重要なことと考えており、民間事業者の誘導とあわせ、本市が果たすべき役割などを見きわめながら、都市計画の誘導や土地の取得等も含めて、さまざまな手法の検討を行ってまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

○副議長（玉井信重） 教育長。

〔教育長 木場田文夫登壇〕

◎教育長（木場田文夫） 教育委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

いじめについての御質問でございますが、初めに、いじめの件数についてでございますが、いじめの定義を広げ、より実態に近い件数を把握しようとした結果、本市のいじめの認知件数は554件となっており、昨年度の発生件数の291件と比較いたしますと約1.9倍となっております。これは全国の調査結果の6.2倍と比べますと低い値となっております。

次に、いじめの実態についてでございますが、昨年9月に本市の児童生徒を対象に調査を実施し、10年前の調査との比較を行った中間報告書を発行いたしました。その結果として、たたいたり、けったりするなどの見えやすい態様のいじめは依然として高い割合を占めておりますが、教職員や保護者に見えにくいいじめが行われていたり、お互いに友人として接しながら、いじめを行い、心理的に被害者を追い込んでいくなどの見えにくい

じめも増加しております。また、中学校では、特に「でたらめなうわさを流したり、インターネットに書き込む」や「無視・仲間外れ」をいじめだとしてらえている割合が増加しております。いじめられている人を「助けたい」という回答は小学校、中学校とも増加しておりますが、一方、「自分には関係のないことだ」と回答した子どもも増加しており、いじめに対する感じ方が二極化していることが挙げられます。

次に、いじめの原因についてでございますが、調査では、人をいじめたくなる理由として、「自分勝手にわがままだ」「生意気だ」「見ているといらいらする」という回答が多く、時期的に4月から6月の学級のスタートの時期にいじめが起きております。多くの子どもたちが自分が傷つくことを恐れて、自分から人に声をかけたり、遊びに加わったりできず、心理的な壁をつくって自分を防衛して安定させることに力を注ぐなど、対人関係に不安や緊張を持ち、柔軟な人間関係の構築がうまくできないことが読み取れます。これらのことから、自分と違う他者の存在を受け入れにくい自己中心性が強くなってきている傾向が見られます。これらの背景には、幼児期からの家庭や地域の中での、同年齢の仲間、異年齢の仲間との遊びや交流が十分でないことなどが大きく影響しているのではないかと考えております。

次に、いじめの対策についてでございますが、いじめ問題の取り組みにつきましては、日常の学習や学級活動などの中で、児童生徒と教職員との信頼関係を構築し、相談しやすい環境やよりよい人間関係をつくることや規範意識の高揚が肝要であると考えております。各学校におきましては、児童生徒同士のよりよい人間関係づくりを目指し、仲間づくりの活動を中心に取入れたかわさきKタイムなどを実践し、いじめを起こさない学級づくりに取り組んでおります。

また、日ごろから信頼される教職員の育成のために、指導力向上をねらいとした施策を図ることが重要でございます。本市におきましては、初任者研修を初めに、経験2年目、満5年、10年、15年、20年とそれぞれの経験年数の節目に、指導力の向上をねらいとした必修研修を実施しております。さらに、校長や教頭、総括教諭などに対する研修や人権尊重教育、教育相談、特別支援教育等、役割に応じた研修を必修として実施しております。今後とも、研修内容を常に見直しながら効果的な教職員研修の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、子どもは、家庭を初め地域の温かい支えの中で生活し、お互いに信頼し合う人間関係を形成し、成長するものであると考えております。いじめの対策につきましては、学校だけの対応だけでなく、家庭や地域、関係諸機関・団体等との協力、連携のもとに、相互の信頼を深めていくことが重要でございます。今後とも、学校・保護者・地域との連携強化を図りながら、地域社会全体で子どもを支える取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、児童の安全確保についての御質問でございますが、初めに、スクールガード・リーダーにつきましては、文部科学省の地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業の拡充に伴い、本市といたしましても児童の安全性の確保について有効な手段と考え、増員に向けて検討しているところでございます。また、人材確保につきましては、警視庁や神奈川県警察をお願いしているところでございます。

次に、神奈川県警察の非常勤職員でありますスクールサポーターにつきましては、小学

校・中学校の巡回やパトロールを初め、小学校の防犯講習会等に御協力いただいております。スクールガード・リーダーとの連携では、年度当初、スクールサポーター制度の発足に伴い、お互いに顔合わせをするとともに、情報交換会を行っております。さらに、6月と11月にも全市のスクールサポーターとスクールガード・リーダーが集まり、研修や情報交換を行っております。スクールサポーターとスクールガード・リーダーは、ともに子どもたちの安全確保という点では活動が共通する部分がありますが、少年の非行防止教育や少年相談、立ち直りの支援、街頭補導、地域の安全情報等の収集及び提供についてはスクールサポーター独自の活動でございますので、お互いに一層の連携が図れるよう努めているところでございます。

次に、臨時交通整理員につきましては、通学路を中心とした地域の安全が重要な課題となっておりますので、従来の危険箇所の交通安全指導に加え、学校から危険箇所までの通学路や周辺地域の見守り活動も新たな業務に加え、点から線、さらに面として子どもたちの安全確保に努めてまいります。なお、業務内容の追加に当たり、来年1月1日より地域交通安全員に名称を変更したいと考えております。

次に、管理職登用制度と教員採用等についての御質問でございますが、現在、教育委員会では、かわさき教育プランに基づく取り組みの一環といたしまして、教職員や管理職に求められる能力や資質を十分に備えた人材の活用を進めるべく、管理職登用制度の見直しや教職員の採用方法の改善を図っております。

校長及び教頭の学校管理職の登用に当たりましては、通常管理職昇任候補者選考のほかに、若年層の教員を対象としてチャレンジ教頭制度を導入し、すぐれた人材の発掘に努めております。このチャレンジ教頭制度により昇任する教頭には、民間企業での長期研修を行うなど、能力開発等を目的に、学校運営に幅広い識見を備えて臨むことができるよう、その育成に力を入れております。

また、学校のトップマネジメントを担う校長人事につきましても、こうした計画的な人材育成のもと、学校経営に対する能力を重視するとともに、行政職員を小学校長に任命するなど、多様な経験を市立学校の運営に生かしており、今後もこうした取り組みの結果を踏まえ、引き続き適材適所の積極的な人事配置を心がけてまいります。

一方、教員採用につきましても、人間的魅力を備え、創意と活力にあふれた人材をより多く採用できるよう、採用試験制度の改善に努めております。即戦力への期待が高い臨時的任用職員経験者を対象とした特別選考や、逆に教職以外の職務経験者を対象とする社会人特別選考など、多様で有為な教員の獲得に向けた選考枠の実施もこの一環でございます。また、現職教員に対しましては、魅力ある学校づくりを支援する教員公募制度を設け、その意欲にこたえております。教員の大量退職期を迎え、引き続き優秀な教員の確保に向けた採用枠の拡大や教員のやる気を引き出す人事管理の充実が必要と考えております。

次に、教員研修につきましては、ライフステージに応じた研修を充実させております。特に、川崎市では、若い力の育成のために、初任者研修、2年目教員研修の充実にも力を入れております。初任者研修につきましては、全国一斉に実施しておりますが、班別研修での継続した指導やサポート、3泊4日の八ヶ岳少年自然の家での宿泊研修等、同期のきずなを大切にするとともに、初任者同士のネットワークを広げるといった願いに支えられた研修の充実につきましては、全国的にも注目されているところでございます。

次に、学校への寄附金についての御質問でございますが、用途を指定した寄附金の取り扱い等についてでございますが、税控除を受けるためには、市の歳入として直接受け入れることが必要であるとともに、学校を限定して使用するためには、年度途中で歳出予算の補正等を行う必要なども生じてまいります。また、寄附金を特定の学校に充てるためには、歳入及び歳出予算にそれぞれ計上する必要がございますが、あらかじめ想定できない市民の発意による寄附金を予算要求時に見込むことが困難であることから、予算上の取り扱いが大変難しいものと考えております。したがって、特定の学校に限定し、かつ寄附者の意向を尊重した寄附を受け入れるためには、物品や設備として受け入れることが、寄附者の意向も尊重され、即時にその学校の児童生徒に還元できることから、最も有効な手段であると考えております。

次に、学校予算の校長裁量についての御質問でございますが、現在においても学校運営に必要な経費として、校長の裁量において執行できる予算を年度当初に配当しております。例えば児童生徒の教育に直接かかわる教材や、教育環境整備のための備品を速やかに購入するためなどに、600人規模の小学校で約900万円、500人規模の中学校で約1,100万円の予算を配当しております。また、施設のふぐあい箇所の修繕につきましては、校長裁量で速やかな対応が図られるよう、小学校で約40万円、中学校で約50万円の予算を配当しております。個々の学校の裁量で使用できる予算をさらに増額することにつきましては、限られた予算の中で全市的な事業の優先順位を判断しなければならないことや、全市的な観点から学校全体の学習環境を維持、向上していくことも重要でございますので、全体的なバランスを考慮しながら、学校からの要望を反映できるような方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、子どもたちの職場体験、人材育成についての御質問でございますが、子どもたちがそれぞれに直面するであろうさまざまな課題に柔軟かつたくましく対応し、また社会人・職業人として将来に希望を持って生きていけるよう、さまざまな形での就業体験・職場体験を行うことは重要なことと考えております。

川崎市は、日本の工業・科学の最先端企業や研究所を数多く有しており、さまざまな研究が進められております。この企業の最先端技術の一部を紹介した副読本「川崎サイエンスワールド」におきましても、子どもたちを育てていく視点から、仕事や科学技術について調べることができるように編集されており、理科や総合的な学習の時間などで資料として活用しております。また、小中学校では、企業の方においでいただき、仕事の苦労や楽しさを語っていただく出前授業や、子どもたちが実際の商店街や事業所等を訪問し、地域の方々に協力いただきながら生き方や職業感をはぐくむ、職場訪問、職場体験等を市内の多くの学校で行っております。さらに、市立高校の専門学科におきましても、公共施設や事業所におきまして、インターンシップや職場実習等の活動を行っております。

このようなさまざまな体験を通して、仕事に対する理解や働くことの大切さを感じ取り、将来に対する夢や希望を持ちながらも、自分の適性や能力に応じた進路選択ができるように、各学校が主体となってさまざまな機会を通して、職業観、勤労観に関する取り組みを行っているところでございます。

次に、学校等におけるヒートアイランド対策についての御質問でございますが、小中学校普通教室の冷房化に当たりましては、温室効果ガスの削減策として、より効率的な機器

の導入に配慮するとともに、学校全体の温暖化対策として、屋上緑化、ゴーヤ、キュウリ、アサガオ等による緑のカーテン、校庭の芝生化等についてあわせて取り組み、環境に配慮した効果的な冷房化を進めていく必要があると考えております。また、断熱効果のある特殊塗料など、地球温暖化防止に向けた新しい技術動向につきましても、冷房化を進める中で、導入について研究してまいりたいと考えております。

次に、青少年科学館の改築についての御質問でございますが、初めに、改築場所につきましては、現在の本館を改修して活用していくため、現在の本館の西側に隣接する場所に新しいプラネタリウムを含む新築棟を建設してまいりたいと考えております。

次に、改築基本計画策定業務委託業者の選定のために実施したプロポーザルにつきましては、7月に募集を開始し、5事業者からの申し込みがあり、外部の専門家を含む改築基本計画策定委員会で選定を行い、9月に委託業者を決定いたしました。

また、今後の取り組みにつきましては、現在は、改築基本計画の素案づくりの作業を行っており、今後、生田緑地を活動拠点としている市民団体等から広く御意見をいただきながら、2007年度中に改築基本計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、施設規模につきましては、採用された提案書での延べ床面積は、現在の本館の932平方メートルを含めて3,280平方メートルとなっております。

次に、新しい科学館のコンセプト等につきましては、今後、基本計画策定作業の中で構築してまいりますが、科学館が開館以来25年間にわたり、市民とともに培ってきた調査、研究等の実績を継承、発展させながら、市民と協働し、ともに歩み、ともに育つ、自然系博物館を目指すとともに、収集、保存、展示、教育普及活動など、博物館として必要な機能を十分に発揮できる施設の整備を図ってまいりたいと考えております。

また、ビジターセンター機能等につきましては、生田緑地や多摩丘陵の自然観察のガイダンスを行うビジターセンター機能、生田緑地内の施設案内を行う総合インフォメーション機能、利用者の休憩や食事に対応するレストハウス機能など、生田緑地の利用者の利便性を高める整備を検討してまいりたいと考えております。

次に、完成時期と年次計画につきましては、当初計画では2008年度に基本設計、実施設計を行い、2010年度の完成を目指しておりましたが、計画スケジュールを再検討した結果、2008・2009年度に基本設計、実施設計を行い、2010年度に着工、2011年度の完成を目指して検討を進めているところでございます。以上でございます。

○副議長（玉井信重） 総務局長。

〔総務局長 曾禰純一郎登壇〕

◎総務局長（曾禰純一郎） 総務局関係の御質問にお答え申し上げます。

こども本部の設置等についての御質問でございますが、近年、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、生まれる前から青年期に至るまでの成長過程の中で、子どもと家庭の状況に応じた各種施策を地域の実情を踏まえながら効果的に実施していくことが大変重要であると考えております。そうしたことから、本市におきましては、平成17年度におきまして各区役所にこども総合支援担当を設置するとともに、昨年度には健康福祉局内にこども事業本部を設置し、総合的な子ども支援を推進する体制を強化してきたところで

ございます。

しかしながら、現在、青少年育成、小児医療費助成、障害児支援、私立幼稚園などに関する業務につきましては、こども事業本部以外の部局が所管しておりますことから、今後は、より一体的・総合的な子ども支援施策の推進に向け、それらの業務につきましても、こども本部において所管することを予定しております。

また、子ども支援施策の推進に当たりましては、市民の方々へのサービス提供部門である区役所機能の強化が重要であると考えておりまして、こども本部の設置にあわせまして、区役所にこども支援室を新設することを予定しております。こども支援室は、現在のこども総合支援担当を充実・強化したものでございまして、これまで以上に地域の実情を的確に把握しながら、子ども相談窓口の運営、地域の子育て団体の育成・支援、保健・福祉サービスと一体となった子ども支援事業のほか、学校・地域・区役所との連携による子ども支援施策等も実施することを予定しております。

今後は、こども本部と地域の実情に詳しいこども支援室とが密接な連携を図ることにより、事業の企画、執行双方におきまして、総合的な子ども支援を推進することができるものと考えております。

次に、こども本部長の責任と権限についてでございますが、こども本部長は所掌する業務の執行につきまして、局長と同等の権限・責任を持ってつかさどるものでございますが、今後、改正条例を議決いただいた際には、こども本部が所掌する業務に関しまして、本部長が説明責任等を果たすべく、議事説明員として議会に出席させていただくようお願いする予定でございます。

次に、経済労働局についての御質問でございますが、初めに、勤労者をめぐる課題解決に向けての取り組みについてでございますが、近年の雇用形態の多様化の進展に伴い、効果的な勤労者施策を推進していくことがより一層重要性を増している中、諸課題の解決に向けましては、企業と労働者双方への啓発が必要でありますことから、窓口を一元化することで、円滑かつ迅速な対応が可能となるとともに、責任の所在が明確になるものと考えております。

次に、雇用状況及び就業支援の実績についてでございますが、企業の業績回復に伴い、明るい兆しが見えてきているものの、若年者、中高年齢者、女性等の求職者においては依然として厳しい状況が続いており、平成17年7月から、市内企業を中心に求人開拓に努めるとともに、就職活動の支援を行う就業マッチング事業を実施しているところでございますが、その実績といたしましては、平成17年度から今年度10月末までの間で延べ825名の方に御利用いただき、122名の方の就職が決定していると伺っております。

次に、今後の就業機会の確保に向けた取り組みについてでございますが、市民局と経済局において就業支援関連施策を展開してきたところでございますが、経済労働局の設置に伴いまして、求職者の意向や適性及び企業の雇用ニーズを踏まえたきめ細やかな支援と、新たな雇用の創出を伴う経済・産業の活性化に向けた取り組みを一体的に推進してまいります。

また、障害者雇用対策につきましても、今年度、健康福祉局とハローワークや各教育機関等との横断的な連携を図る障害者就労支援コーディネイト会議が発足し、さらには、就労支援策の検討を目的とする、学識経験者等を含む障害者雇用支援合同会議を今年度中に

発足させると伺っておりますので、こうした取り組みを進めている健康福祉局との十分な連携を図ることにより、就業機会の確保につながるものと考えております。

いずれにいたしましても、本市が掲げる基本政策の一つでございます、就業を支援し勤労者福祉を推進するための効果的な施策展開を図ってまいりたいと考えております。

次に、特殊勤務手当の見直しについての御質問でございますが、まず、特殊勤務手当の総額につきましては、平成14年度の55手当の場合、決算額で約21億3,400万円でございますが、その中には平成17年度に公営企業となりました病院局の病院会計分が入っておりますので、それを除きますと約13億5,800万円となるところでございます。

次に、現在の20手当の場合、平成19年度の見込み額で約5億9,600万円となるところでございます。また、今回の見直しによる13手当の場合は、これまでの特殊勤務手当の見直しに伴う経過措置等を勘案した見込み額で約4億9,800万円となるところでございます。

次に、今回の条例制定の背景についてでございますが、特殊勤務手当につきましては、従前は川崎市職員の給与に関する条例において、その根拠となる規定を定めるにとどめ、規則においてその詳細を定めていたところでございますが、給与の透明性をより高めるため、具体的な手当の内容等につきましても条例で定めることとしたものでございます。

次に、今後の統廃合でございますが、特殊勤務手当につきましては、市民の皆様の理解が得られるよう、社会経済情勢の変化等を踏まえ、今後も引き続き見直しを進めてまいりたいと考えております。

次に、職場環境の改善に向けた取り組みについての御質問でございますが、危険、不快、不健康な作業環境を改善し、安心・安全な職場づくりのために、事業所等の施設整備等を進めるとともに、職員の危険防止対策、公務災害の再発防止対策を推進するため、労働安全衛生法に基づき、産業医、安全管理者、職場代表職員等で構成される安全衛生委員会等を局区の職場・事業所に設置し、職場パトロールや職場点検を行い、業務や設備の改善・改修に努めているところでございます。また、全庁的な視点での安全衛生管理体制の推進を図るため、労使の代表者により構成される職員中央安全衛生委員会においても、快適な職場環境づくりに向けた取り組みを行っております。このほか、特殊な業務に従事する職員に対しましては、定期健康診断に加え、各種特殊健康診断を実施し、健診等の結果によっては産業医等による保健指導や健康相談を行い、職員の健康保持・向上に努めているところでございます。

今後も、さまざまな研修や各局区安全衛生委員会等の活動を通じ、公務災害防止対策のより一層の推進を図るとともに、健康管理の面からも、きめ細かい健康相談体制を強化することにより、職員が健康で安心して働ける安全な職場環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（玉井信重） 総合企画局長。

〔総合企画局長 三浦 淳登壇〕

◎総合企画局長（三浦淳） 総合企画局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、富士見周辺地区整備基本計画の策定に向けた検討会についての御質問でございますが、学識者や地域住民の方々などから幅広い御意見を伺うため、本年10月、29名の委

員で構成する検討会を立ち上げまして、これまで現地視察に加え2回の検討会を実施したところでございます。検討会では、活発な御議論をいただいております、主なものといたしましては、富士見公園を再生するには、広場や緑地など市民の憩える場所を確保し、回遊性・安全性にも配慮した公園とする必要があること、また、周辺の市民利用施設の再編につきましては、公園との一体感に配慮すべきなどの御意見をいただいております。こうした中で、富士見中学校のグラウンドに関する課題につきましては、検討会の分科会という形で学校関係者の方々と教育環境の向上を図るため協議を重ねているところでございます。今後、検討会でいただきました御意見などを十分踏まえ、基本計画案を取りまとめ、来年2月ごろにはパブリックコメントを実施し、今年度末を目途に基本計画を策定してまいりたいと考えているところでございます。

次に、水江町地内公共用地の有効活用についての御質問でございますが、初めに、川崎臨海部の再生における水江町地内公共用地の位置づけについてでございますが、川崎臨海部につきましては、首都圏の立地優位性、羽田空港との近接性、研究開発機能の集積などのポテンシャルを生かした産業基盤の強化を図り、国際競争力を持った地域として再生することを目指しておりまして、国の都市再生緊急整備地域に指定されております川崎殿町・大師河原地域及び浜川崎駅周辺地域とあわせ、水江町公共用地地区につきましても、再生を先導するエリアと位置づけ、戦略的に先端技術産業や研究開発機関等を立地誘導してまいりたいと考えております。

次に、有効活用するに至った背景と理由についてでございますが、当該地は、平成元年に土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律、いわゆる公拡法に基づき、川崎縦貫道路事業の代替地として取得しております。その後、一部は代替地として土地開発公社が売却してまいりましたが、当該地は、公拡法に基づき取得しておりますことから、都市計画法の都市施設に関する事業、土地収用法に掲げる施設に関する事業、またはその代替地に供さなければならないという用途制限があったため、有効活用が進まなかったものでございます。

このような状況の中で、本市といたしましては、国に対して用途制限の緩和や財政支援措置等について要望してきたところでございます。こうした要望を受け、平成18年5月に公拡法が改正され、地域再生法に基づく地域再生計画に位置づけられた事業につきましても有効活用できるよう、土地の用途制限が緩和されたところでございます。また、あわせて、国の財政支援措置として、市が土地開発公社の経営健全化計画に基づき、民間事業者への貸し付けによる有効活用を図るために、土地開発公社から再取得する場合、その財源につきまして新たに起債措置が認められたところでございます。

次に、有効活用の事業スキームについてでございますが、こうした法改正などを受けまして、水江町地内公共用地につきましては、臨海部の産業再生・活性化のため、企業誘致・産業立地促進を目的とする地域再生計画を策定し、国の認定を受けた後、国の財政支援措置を活用して土地開発公社から再取得し、その後、民間事業者への貸し付けを行うものでございます。この11月22日に地域再生計画が国から認定されましたので、今後、平成20年1月から3月にかけて公募等による民間事業者の選定を行い、平成20年度に当該地の再取得及び民間事業者への貸し付けを行う予定でございます。

次に、土地開発公社からの再取得に要する金額についてでございますが、土地の取得費、

管理費及び利子相当額等から成ります平成18年度末の簿価は、約233億円となっておりますが、再取得の際には、土地開発公社との基本協定書に基づき、この簿価に加えまして、今後必要となります土壌汚染対策や測量などの管理費及び利子相当額に事務費等を加えた合計額で再取得することとなります。

次に、進出希望企業からの問い合わせについてでございますが、これまで、製造業、物流業や環境・リサイクル業などの企業から問い合わせをいただいているところでございます。

次に、新川崎・創造のもり第3期計画の内容と今後のスケジュールについての御質問でございますが、新川崎・創造のもりは、21世紀を支える新しい科学技術や産業を創造する研究開発拠点の形成、次代を担う子どもたちが科学技術への夢をはぐくむ場づくりを目指すものでございます。

第3期事業につきましては、首都圏における交通アクセスの優位性や市内に立地する200を超える研究開発機関の集積といった本市の立地特性や新川崎地区を取り巻く状況を勘案するとともに、K S PやT H I N K等の他のサイエンスパークとの連携・機能分担などを踏まえ、検討を進めていくことが重要であると考えております。

本年5月には、庁内に検討委員会を設置したところでございまして、1つには、第1期事業であるケイスクエア・タウンキャンパスや第2期事業であるK B I Cの成果を踏まえること、2つには、慶應義塾大学との協力関係の継続・発展や他の大学等の高等教育機関との連携を目指すこと、3つには、産学公民連携により、民間活力を生かした事業手法の導入を図ること、こうした大きな3つの視点に立って検討を進めており、世界を先導する科学技術先端産業の振興や人材の育成、さらには、高度な技術力を持つ中小企業の集積などに資することができるトップレベルの研究開発機能の立地を誘導してまいりたいと考えております。

今後は、産学公民連携による研究開発拠点の立地誘導を図る観点から、引き続き大学等の研究機関や市内企業の意向把握に努め、今年度末を目途に土地利用の基本的な考え方を取りまとめてまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長（玉井信重） 青山議員に申し上げます。ここで休憩をお諮りしたいと思いますので、御了承願います。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（玉井信重） 御異議ないものと認めます。およそ30分休憩いたします。

午後3時1分休憩

-----

午後3時30分再開

〔局長「ただいまの出席議員副議長とも55人」と報告〕

○副議長（玉井信重） 休憩前に引き続き、ただいまから会議を開きます。

ここであらかじめ、会議時間の延長についてお諮りしておきたいと思っております。

お諮りいたします。本日の会議時間につきましては、ただいまのところ午後5時を過ぎることが予想されますので、その場合には会議時間を延長することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（玉井信重） 御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。

-----

○副議長（玉井信重） それでは引き続き、代表質問を行います。

青山議員の代表質問に対する答弁を願います。財政局長。

〔財政局長 秀嶋善雄登壇〕

◎財政局長（秀嶋善雄） 財政局関係の御質問にお答え申し上げます。

仮称リサイクルパークあさお整備事業ごみ焼却施設建設工事請負契約締結についての御質問でございますが、初めに、低入札価格調査についてでございますが、工事に必要な経費が適正に見込まれているかどうか、価格低減のしわ寄せが他者に不当に押しつけられていないかどうか、会社の経営状況などにつきまして、業者から提出された資料やヒアリング、関係機関への照会などにより行った結果、契約内容に適合した履行がされないおそれはないものと認め、仮契約を締結したものでございます。

本市では低入札価格での入札が行われる都度、その契約の履行がされないおそれがないかを個々に審査しております。工事の品質等に影響を及ぼすような入札の防止策につきましては、他の自治体の状況等も参考にしながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、落札業者である株式会社荏原製作所の報道等についてでございますが、低入札価格調査においてヒアリングや公表資料により報道の事実を確認したところ、海外の廃棄物処理事業からは撤退して国内事業に集中し、国内官公需事業を最重要課題と位置づけ体制強化を図るとのことでした。また、環境エンジニアリング部門を担当する元副社長の不正支出につきましては、再発防止等、措置されておるところでございます。これらの内容から、契約内容に適合した履行がされないおそれはないものと判断したところでございます。

また、東京都が発注する下水道ポンプ設備工事の荏原製作所に対する勧告については、現在審判の係属中であり、指名停止の要件に当たらないので、契約を締結することに問題はないものと考えております。

この契約の履行の確保につきましては、契約時に請負金額の10分の1に相当する額の契約保証金またはこれにかわる担保を受け、契約の目的を達することができないと認められるに至ったときは、この契約保証金を違約金として充当することとしておりますので、履行の確保が図られるものと考えております。以上でございます。

○副議長（玉井信重） 市民局長。

〔市民局長 小宮山健治登壇〕

◎市民局長（小宮山健治） 市民局関係の御質問にお答え申し上げます。

防犯活動の拠点についての御質問でございますが、地域防犯活動を進める上で防犯活動の拠点は有効であると考えておりますので、地域の皆様の御意見を伺うとともに、関係局区及び関係機関と設置場所の選定や管理運営方法なども含め、次期実行計画期間の中でモデル実施に向けて検討を進めているところでございます。

次に、防犯活動の拠点施設整備に向けた国や県の支援制度についてでございますが、国の制度といたしましては、都道府県警察の推薦に基づき、警察庁が選定する「地域安全安心ステーション」モデル事業があり、今年度、多摩区の長尾町会が選定され、町内会館を地域安全安心ステーションとして自主防犯活動に取り組んでおります。

県の制度につきましては、市町村が設置する防犯活動の拠点設置経費に対し、100万円を限度に2分の1を補助する神奈川県市町村防犯活動拠点設置補助金制度がございますので、モデル実施を検討する中で補助制度の活用を考えてまいりたいと存じます。

なお、県のその他の支援制度といたしましては、安全・安心まちづくりに係る活動を行うボランティアに対する事故給付金制度や地域自主防犯活動団体が活動を開始する際に必要な経費を補助する団体事業補助金などがございますが、今後も引き続き、町内会・自治会や防犯活動団体等に周知を図り、より一層積極的に活用していただくよう努めてまいります。以上でございます。

○副議長（玉井信重） 経済局長。

〔経済局長 大谷悦夫登壇〕

◎経済局長（大谷悦夫） 経済局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、先端産業等の創出支援についての御質問でございますが、本市では、臨海部に集積したすぐれた環境技術や先端的な技術を有する企業、高度な研究を行う研究所において培われた技術・研究成果を世界に発信し、国際貢献を促進する国際環境特別区構想の推進を図っているところでございます。

一方、今日、地球温暖化対策などの環境やエネルギー、健康・医療・福祉などのライフサイエンスという分野の、世界的に人々の生活に役立ち、共通の課題解決に結びつく先端的な産業の育成が求められていると考えているところでございます。このため、川崎臨海部において集積された高度な技術や先端的な研究成果を生かし、これらの課題に対応する産業の集積を図り、国際環境特別区構想を一層推進する取り組みが必要と考えており、高度な先端技術の事業化の初期の段階に対する新たな支援制度の創設に向けた検討を行っているところでございます。

本制度の対象地区といたしましては、臨海部の活性化を先導する戦略的な拠点として位置づけられている都市再生緊急整備地域及び地域再生計画の支援措置適用地区とするものでございます。

支援内容につきましては、神奈川県や横浜市など、他地域の助成制度を参考に、来年度からの実施に向けて検討を進めているところでございます。この支援の取り組みを進める

ことにより、川崎臨海部に先端的な産業が集積するイノベーションセンターが形成され、一層の活性化と国際社会に貢献する地域となるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、アジア起業家村構想及び第2KSP誘致についての御質問でございますが、アジアからの起業家の創業拠点づくりを目指したアジア起業家村構想につきましては、これまで、中国、韓国、ベトナム、台湾から17社のベンチャー企業を誘致したところでございます。このように一定の集積を実現する中で、起業家村入居企業と市内企業との連携が課題となっていることから、本年4月、川崎市産業振興協議会の専門部会として地域経済国際化分科会を設置したところでございます。この分科会におきましては、海外での事業展開を行っている企業や海外との交流を推進している団体等の代表者を構成メンバーとして、海外企業との連携の方策づくりに取り組みるとともに、入居企業との交流会を実施してきたところでございます。

また、海外との交流では、これまで、シティセールスを行った上海市、韓国大邱市を初め、北京市などとミッション派遣やセミナー開催など、人材・産業交流を推進してまいりました。さらに、本年10月には、市長を初め市内企業など総勢33名の産業交流ミッション団によります、ベトナム・シティセールスを実施したところでございます。今回の訪問では、ハノイ、ダナン両市と経済交流に関する覚書を締結するとともに、ベトナム国立大学ハノイ校とホーチミン市工科大学において市長が基調講演を行ったところでございます。今後、相互の人材交流、企業間交流の促進を図ってまいりたいと考えております。

さらに、アジア起業家村第1期生である韓国企業のエレクトロニクスやベトナム企業のヴィテックメイトの仲立ちにより、韓国の女性IT企業家団体と県内の情報関連団体、ベトナムからの留学生と市内工業団体との新しい交流が始まったところでございます。

本市といたしましては、このような施策や自主的な活動の支援を通じて、アジア起業家村入居企業と市内企業との連携を一層密にするとともに、アジア各都市との人材・産業交流のネットワークを充実させてまいりたいと考えております。

次に、第2KSPの誘致についてでございますが、株式会社ケイエスピーは、先駆的なインキュベーション施設として、数多くの企業を産業界に送り出してまいりました。同社では、その経験を生かして、高まる需要にこたえるため、神奈川口に新たな施設を建設する第2KSP構想を持っているものと伺っております。第2KSP構想は、新産業創出の国際的な拠点の形成に寄与するものであり、神奈川口構想にも合致するものと認識しております。本市といたしましては、第2KSP構想の具体化に向けた検討を進めるため、今後とも株式会社ケイエスピーと密接な情報交換を行ってまいります。以上でございます。

○副議長（玉井信重） 環境局長。

〔環境局長 丸山 學登壇〕

◎環境局長（丸山學） 環境局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、環境総合研究所整備事業についての御質問でございますが、まず、仮称環境技術情報センターの設置目的等についてでございますが、当センターは、環境総合研究所での事業展開を視野に入れ、環境技術情報に関する新たな取り組みを先行的に実践するとともに、市民・事業者・大学等と連携することで相乗効果・波及効果を生み出す環境技術ネ

ットワークを構築することなどを設置目的としておりまして、川崎市産業振興会館内に平成20年度の開設を予定しております。

次に、主な事業についてでございますが、多様な主体から発信される環境技術情報を情報の受け手のニーズに合うようにパッケージ化し、国内外に発信する環境技術情報の収集・発信事業、企業、大学、研究機関、NPOなどと共同研究体制を構築し、環境技術について研究・開発を推進する産学公民連携事業、海外から訪れる研修生の受け入れ等を行う国際協力事業を実施するものでございます。

次に、期待される効果についてでございますが、事業の実践を通じまして環境総合研究所での事業基盤を確立するとともに、環境分野における川崎のプレゼンス——存在感の向上、環境技術力の発揮による産業振興などが期待されるところでございます。

次に、環境総合研究所の神奈川口における整備構想についてでございますが、神奈川口につきましても、羽田空港の再拡張・国際化にあわせて高度な研究開発機能の集積が図れるよう取り組みが進められておりますので、こうした動向を的確に把握しながら、関係局と連携を図り整備計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、組織的な関連性などについてでございますが、仮称環境技術情報センターは環境総合研究所の整備に先駆けて新たな事業を実践するために設置するものでございまして、環境総合研究所の整備の段階で、改めて研究体制全体の再構築を図ってまいります。

次に、生田緑地の整備などについての御質問でございますが、初めに、噴水広場の再整備のスケジュールについてでございますが、新総合計画素案においてお示ししておりますように、平成20年度に実施計画を策定し、平成21年度から施設撤去に着手し、平成23年度の完成を目指しております。また、整備に当たりましては、青少年科学館の改築工事に配慮しながら、重複工事とならないよう整備を進めてまいります。

次に、整備の内容についてでございますが、平成16年度に市民との協働作業で策定いたしました生田緑地整備基本計画の中で、草地の広場やビオトープ池が計画されておりますので、基本計画に沿った整備を行ってまいりたいと考えております。

次に、整備される広場の名称についてでございますが、整備基本計画では、中央広場として明記され愛称名として、たんぼぼ広場となっておりますが、生田緑地で活動されている市民団体や市民及び行政機関で構成されております生田緑地管理運営協議会で検討してまいりたいと考えております。

次に、生田緑地管理運営協議会についてでございますが、活動状況といたしましては、設立時の平成18年度は3回の全体会議と生田緑地の散策を兼ねたクリーン作戦を1回実施しております。本年度は3回の全体会議と10月に開催されました多摩区民祭にブースを出展し、市民への周知を図ったところでございます。

協議会の現状といたしましては、設立当時より会議への参加者が減ってきております。その理由といたしまして、議論のみに終始している、楽しさがないなどの御意見がございます。こうしたことは、現在、行政が事務局を担当しておりますので、この会議が行政への要望や意見を述べる場になりがちであると推察しているところでございます。このような状況の中、市民みずから活動する3つの部会、広める、高める、守るの部会が発足して、新たな活動が始まったところでございます。したがって、市民の自主性を重んじて事務局を市民が担い、行政が後方支援するなどの改善策が必要であると考えております。

次に、市民の方々の参加の推進についてでございますが、管理運営協議会の存在をアピールするための、植物観察会や施設見学会などの参加しやすいイベントを多く催していくことなどが必要であると考えておりますので、管理運営協議会と十分話し合ってまいりたいと存じます。

次に、公共交通と環境問題についての御質問でございますが、地球環境に配慮した新公共交通システムなど、環境的に持続可能な交通のためには、経済面、社会面及び環境面について、適切なバランスのもとに進めていく必要があるとされ、とりわけ自動車交通による環境負荷の低減を図ることが焦点とされております。したがって、本市といたしましては、こうした観点から、これまで公共交通車両優先システムによる特急バスや通勤用高速バスの運行などに向けて取り組んでまいりました。

今後におきましても、環境に優しい公共交通機関の実現に向けまして、当面、交通需要マネジメント施策の推進、天然ガスやハイブリッドバスなどの低公害車の導入、エコドライブの普及などについて関係局と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、粗大ごみ収集業務の民間委託についての御質問でございますが、このたびの粗大ごみ収集業務を民間事業者へ委託するに当たりましては、継続的かつ安定的な市民サービスを提供していくことが必要不可欠となります。したがって、入札につきましては、業務の経験に加えて、地域の生活環境を熟知していることや、突発的な事案に即応できることが必要となりますので、当該地域に本店または営業所等を設置していることを要件として、市内業者の優先に配慮したところでございます。また、市内業者の育成に当たりましては、一定の契約期間を設けることが事業者の安定的な経営の確保につながりますことから、契約期間を3年としたところでございます。

次に、仮称リサイクルパークあさお整備事業についての御質問でございますが、初めに、低入札価格による設備及び工事の建設における安全性などについてでございますが、まず、工事の品質の確保につきましては、外部からの専門家を交えた仮称工事品質管理委員会の設置などによる検査体制を強化するとともに、工事の監理体制につきましては、市の監督員による現場常駐を基本とした工事の現場監理を徹底してまいりたいと存じます。

次に、ごみ焼却炉の最大排ガス量でございますが、一般家庭から排出されるごみは、高質ごみだけではなく、低質ごみなどが混入していること、さらに、ごみを攪拌して燃焼させることから、環境影響評価書におきまして既に公表しておりますとおり、予測範囲内で実施できるものと存じます。以上でございます。

○副議長（玉井信重） 健康福祉局長。

〔健康福祉局長 長谷川忠司登壇〕

◎健康福祉局長（長谷川忠司） 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、後期高齢者医療制度についての御質問でございますが、後期高齢者医療制度における保険料軽減についてでございますが、単身世帯では、前年の総所得金額が33万円以下の場合には保険料の被保険者均等割額が7割軽減され、68万円以下の場合には2割が軽減されることとなります。また、75歳以上の夫婦世帯では、世帯の総所得金額が33万円以下の場合には、被保険者均等割額が7割軽減され、57万5,000円以下の場合には5割が、103万円以

下の場合は2割が軽減されます。

次に、国が実施を予定しております凍結措置の影響についてでございますが、この凍結措置に係る経費につきましては、国が全額負担することとされておりますので、公費負担割合に影響が生じることはございません。

次に、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備についての御質問でございますが、初めに、介護基盤の整備状況についてでございますが、本年12月1日現在、特別養護老人ホームは29カ所2,377床、小規模特別養護老人ホームは2カ所48床、介護老人保健施設は15カ所1,667床、ケアハウスは3カ所264床となっております。また、今年度中の開所に向けて、特別養護老人ホームが1カ所120床、介護老人保健施設が1カ所150床が建設中でございます。さらに、小規模特別養護老人ホームにつきましては、中原区と宮前区の2カ所において、49床が来年度の開所に向けて間もなく着工となる見込みでございます。

次に、整備状況についての評価、及び今後の取り組みについてでございますが、本市のような都市部におきましては、まとまった広さの用地の確保が難しいといった事情がございますが、現在、多くの方が特別養護老人ホーム等の利用を希望されており、本市といたしましては、今後も引き続き、介護基盤の整備につきまして、建設費の助成や公有地の活用などを含め、可能な限りの支援を行いながら、着実な整備を進めてまいりたいと存じます。

次に、必要な整備量の考え方と実現のための手法についてでございますが、介護サービスの基盤整備につきましては、国から特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム及び特定施設入居者生活介護等の居住系サービスの適正な整備方針が示されているところでございます。本市といたしましては、この国の方針を踏まえまして、利用者の幅広い選択が可能となるよう多様な施設の整備を図ってまいりたいと存じます。

次に、ユニット型特別養護老人ホームでございますが、現在、市内に4施設393床ございまして、このうち、介護保険の利用者負担段階が第1段階から第3段階までの低所得世帯の入居者の方は224名でございますが、生活保護受給者の入居はございません。

次に、生活保護受給者が個室に入居できない理由についてでございますが、国から、平成17年9月30日付で、生活保護制度における介護保険施設の個室等の利用等に係る取扱いにより、全国統一的な処理基準が示され、現行の生活保護制度では、個室の居住費は全額、入居者の負担となることから、基本的には個室への入居が難しいものとされております。

次に、地域密着型の在宅支援サービスについてでございますが、現在の整備状況についてでございますが、既に運営を開始しているか、あるいは指定事業者として内示を受けている施設といたしましては、夜間対応型訪問介護が3から7カ所の計画に対しまして3カ所、認知症対応型通所介護が21から28カ所の計画に対しまして31カ所、小規模多機能型居宅介護が36カ所の計画に対しまして10カ所でございます。このうち、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護につきましては、第3期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の目標を達成できる見込みでございますが、小規模多機能型居宅介護につきましては、目標達成が大変厳しい状況となっております。

御指摘のとおり、小規模多機能型居宅介護は地域密着型サービスの核となる施設でございます。住みなれた地域で安心して生活を継続することは、多くの介護や支援を必要とする高齢者の方々の願いであり、ぜひとも必要な施設であると認識しているところでござ

います。

今後につきましても、引き続き制度の周知を図るなどの支援を継続するとともに、他施設との併設による用地の有効活用や人員配置の効率化など、事業者が参入しやすい手法について検討してまいりたいと存じます。

次に、地域包括支援センターについての御質問でございますが、初めに、本市の地域包括支援センターの設置数につきましては、第3期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画におきまして、国の基準をもとに高齢化率を勘案して38カ所と設定したものでございますが、ケアプラン作成の状況等を考慮して39カ所とするところでございます。

今後も本市における高齢者人口の増加や、それに伴う地域包括支援センターの業務量の増加も見込まれますので、平成20年度に策定を予定しております、第4期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画におきまして、地域包括支援センターの設置数や、それに伴う担当圏域の見直しなども含め検討してまいりたいと存じます。

次に、地域包括支援センターの評価につきまして、現在、各区の地域包括支援センター運営協議会の中で評価方法や評価内容につきまして御議論いただいているところでございまして、その後、川崎市介護保険運営協議会におきまして審議していただく予定でございます。

評価を行うに当たっての課題についてでございますが、地域包括支援センターは、その運営に高い公益性が求められていること、また、センター事業全般の質の向上が求められており、それに対応する評価項目を設定することが課題と認識しているところでございます。

実施時期についてでございますが、運営の公益性に対する評価につきましては、介護予防ケアプランの給付実績をもとに平成19年度から実施し、加えて、センター事業全般の運営に対する評価につきましては、自己評価を基本とした評価方法を検討し、平成21年度から実施してまいりたいと存じます。

次に、高齢者実態調査についての御質問でございますが、現在、高齢者向けの調査と介護サービス提供事業者向けの調査を郵送によるアンケート方式で実施しておりまして、今年度中に調査報告書としてまとめる予定となっております。

調査項目につきましては、経年的な変化を見るという視点で、介護保険運営協議会に作業部会を設け調査項目を設定したところでございます。しかしながら、介護人材の確保が困難という現状から、事業者向けの調査では、職員の採用・退職動向や、人材確保に向けた取り組み状況を確認する調査項目を加えるなど、高齢者を取り巻く環境の変化にも配慮した調査項目としたものでございます。

次に、障害者の自立支援についての御質問でございますが、初めに、地域療育センターの利用者数は、現行の3カ所の療育センターが発足した平成3年度に比べて、おおむね3倍近い増加となっております。このため、専門職による指導・訓練などに待機が生じておりますことから、これらの状況を解消することを目的に、宮前区に4カ所目の療育センターを整備することといたしました。また、発達障害児などの増加が主な要因でございましたので、これらの障害に対する支援体制の強化を図る予定でございます。

次に、仮称西部地域療育センターの人員と内容でございますが、職員体制につきましては現行体制に加え、専門医の配置など専門機能の強化を予定しております。また、基本業

務といたしましては、既存の地域療育センターと同様の事業に発達障害への支援機能を付加することを予定しております。現在、受託法人の選定を進めているところでございますので、具体的な職員の配置及び事業内容につきましては、法人の運営計画を踏まえながら、協議を進めていく予定でございます。

次に、地域療育センターにおける学齢児の対応についてでございますが、通園事業の利用対象は就学前まででございますが、外来による相談は18歳までを対象としております。相談の内容に応じて、専門職による個別の訓練、グループ支援、家庭や学校への訪問による助言・指導、適切な関係機関の紹介等を行っているところでございます。

次に、入所施設の定員の見直しについてでございますが、現在市内の障害者関係の入所施設につきましては、7施設で合計344名の定員となっております。障害福祉計画において、地域移行が可能な施設入所者につきましては、グループホーム等に入居することにより地域移行を図ることとしておりますが、地域移行が困難な方もいらっしゃることから、心身障害者リハビリテーションセンター再編整備の中で検討してまいりたいと存じます。

次に、グループホームの収入実態調査についてでございますが、現在、本市独自の加算を実施し、運営の支援を実施しておりますが、市の補助の効果について検証するため、本年度内に収入の実態調査を実施してまいりたいと存じます。

次に、グループホーム等の障害福祉計画の目標値の達成見込みについてでございますが、平成18年度につきましては、計画見込み量が553人に対し、実績は486人となっております。現在、各法人に対し、新規設置の希望調査を行い、計画的に整備が進むように調整をしているところでございます。

次に、各種補助金の充実についてでございますが、自立支援法施行後における旧体系と新体系の報酬を比較して、安定した運営ができるように市単加算や補助金を設定したところでございます。これらの加算等につきましては、現在、国において自立支援法の見直しを検討しておりますので、法人における収入の状況及び国の支援策の状況を勘案した上で、本市といたしましても対応を検討してまいりたいと存じます。

次に、初期投資等についてでございますが、設置年度に限り、月額で支給しております初期加算を一括して支給する仕組みについて、関係局と協議してまいりたいと存じます。

次に、成年後見制度についての御質問でございますが、初めに、あんしんセンターについてでございますが、職員の配置といたしましては、各区の社会福祉協議会に、専門員として正規職員1名、生活支援員として非常勤職員1名の配置を基本として配置する予定でございます。現在、区ごとに担当している職員を各区へ配置することにより対応してまいりたいと存じます。

次に、成年後見制度連絡会についてでございますが、市内における成年後見制度の推進を図るため、横浜家庭裁判所川崎支部の協力のもと、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会などの専門機関により本年7月に設置したものでございます。これまでの協議内容といたしましては、主に、成年後見制度の市長申し立てについての課題整理や成年後見制度の普及啓発などについて、各専門機関の役割や連携方法などを協議してまいりました。今後につきましても、成年後見制度の普及啓発や後見人の確保など、制度の円滑な運用に向け、各専門機関の連携を強化してまいりたいと存じます。

次に、市民後見人の養成についてでございますが、今年度から本市を初め神奈川県、横

浜市を含めた県内市町村と関係団体や家庭裁判所などを構成員とする第三者後見人養成確保検討委員会が開催され、先進的な他都市における取り組みの検証や関係機関のネットワークの構築、親族後見人への支援、市民後見人の可能性などについて協議・検討を行っているところでございます。本市といたしましては、これらの検討内容を踏まえ、認知症高齢者や障害者の権利を擁護し、地域で安心して生活していくことができるよう、第三者後見人の養成・確保を含めた成年後見制度の円滑な活用に向けて、高齢者保健福祉計画や障害福祉計画などを策定する中で検討を進めてまいりたいと存じます。

次に、地域子育て支援センターについての御質問でございますが、初めに、本市の地域子育て支援センターにつきましては、国の地域子育て支援拠点事業実施要綱で規定しております、ひろば型、センター型、児童館型の3つの実施形態のうち、センター型として実施しているところでございます。センター型の職員配置につきましては、育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する者であって、地域の子育て事情に精通した専任の職員を2名以上配置することと規定されているところでございます。

本市におきましては、現在、保育所に併設するものが11カ所、旧公立幼稚園舎を使用する単独型が8カ所の市内19カ所で事業を実施しているところでございます。それぞれの運営形態により職員配置は異なりますが、保育所併設型は担当職員を保育士2名、単独型は保育士または幼稚園教諭3名配置を基本としているところでございます。

次に、こども文化センターを活用した地域子育て支援センターについてでございますが、本事業につきましては、国の要綱の児童館型の規定に基づき実施するものでございまして、職員配置につきましては、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する者を担当者として1名以上配置することとし、事業の内容といたしましては、センター型と同様の内容を実施することとされております。

また、こども文化センター活用型の特徴といたしまして、地域の子育て力を高め、地域全体で子育てを大切にする体制づくりを進めていくため、親同士のつながりや地域のボランティアを活用し、地域の特性を生かした内容を検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、保育緊急5か年計画についての御質問でございますが、初めに、認可保育所につきましては、平成20年4月1日開設に向けて、新築が3カ所、改修が1カ所、認可化が1カ所の計5カ所の整備を進めているところでございます。しかしながら、新築保育所のうち、仮称YMC Aたかつ保育園につきましては、本年6月に改正されました建築基準法に基づく影響により工事着工がおくれ、現時点では計画より1カ月程度工事のおくれが生じているところでございまして、4月における新園舎での保育開始が困難であるため、現高津保育園園舎の活用及び仮設園舎の設置により、予定どおり120名の定員を受け入れて4月1日から保育を開始する予定でございます。

次に、小規模認可保育所につきましては、駅周辺に10カ所開設するため、事業者の募集をし、応募した保育事業者の中から選考を行い、ホームページなどで公表したところでございます。

次に、かわさき保育室につきましては、年度内に2カ所の開設を予定しております。

次に、商店街店舗活用保育施設につきましては、1カ所の開設を予定しております。

次に、家庭保育福祉員につきましては、11月1日現在の利用児童数につきましては4月

当初の33人から7人ふえ、計画数37人を上回る40人となっております。

次に、公立保育園の改修につきましては、計画どおり16カ所の園を選定し、年度内に改修を終了する予定でございます。

次に、民間の保育所整備における要件についてでございますが、保育施設の整備に当たりましては、施設の面積基準や安全基準を決めております児童福祉施設最低基準だけでなく、建築基準法、消防法、川崎市福祉のまちづくり条例等の関係法令に適合することを条件としており、児童の安全の確保を図っているところでございます。

次に、おなかま保育室から、かわさき保育室への移行についてでございますが、平成21年度に廃止または定員を見直すおなかま保育室につきましては、近隣に認可保育所が整備されるなど、利用希望が減少している施設を指定する予定としております。また、平成22年度にかわさき保育室に移行する施設につきましては、近隣の認可保育所においてゼロ歳児の受け入れができるものと考えております。

次に、老人医療費助成条例の廃止についての御質問でございますが、初めに、老人医療費助成制度は、増加し続ける高齢者医療費の適正化を推進するとともに、医療制度を安定した持続可能なものとするために実施されます、国の医療制度改革の趣旨を踏まえ、高齢者の医療費負担を国が定める負担割合と同様とするために廃止するものでございます。あわせて、条例廃止に伴う医療費負担増を軽減するため、制度廃止時に助成対象であった方には、その方が70歳になるまでの間、負担割合が2割となる経過措置を設けるとともに、助成制度廃止によって医療費負担が増加する方々に対して、年額1万円の支給を最長3年間実施することとしております。この支援策実施に係る財源につきましては、制度を継続した場合の医療助成費約15億円と経過措置を講じた場合の医療助成費約6億6,000万円との差額を勘案するとともに、支援予定者数や充当可能な額として、年額1万円の支給としたところでございます。

次に、国の凍結措置についてでございますが、御指摘のように前期高齢者の負担割合を1年間1割とすることが明らかにされましたので、本市における70歳から74歳の前期高齢者に対する支援策も平成20年度は実施しないこととし、この場合の影響額は約4億6,000万円と推計しております。

次に、制度廃止を踏まえた今後の施策の展開についてでございますが、本市といたしましては、今回の医療制度改革で国が示しております、生活習慣病予防に着目した特定健診・特定保健指導の充実に努めるとともに介護予防の充実に努めてまいりたいと存じます。

次に、制度廃止に係る周知についてでございますが、市政だよりや市ホームページへの掲載を行うこととしております。また、医療機関等へのポスター掲示を依頼するとともに、対象者全員に対する個別通知を発送することにより、遺漏のない周知に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長（玉井信重） まちづくり局長。

〔まちづくり局長 寒河江啓壹登壇〕

◎まちづくり局長（寒河江啓壹） まちづくり局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、建築確認申請の停滞などについての御質問でございますが、まず、本市におけ

る住宅着工戸数の推移につきましては、民間機関が発行する住宅着工戸数統計資料によりますと、改正建築基準法が施行されました6月の前後の住宅着工戸数の前年度比は、4月が73%増、5月が42%減、6月が3%増、7月が32%増、8月が54%の減、9月が69%の減となっております。

また、川崎市内の建築確認件数の推移でございますが、前年度との比較では、4月が16%減、5月が4%増、6月が6%減、7月が51%減、8月が42%の減、9月が44%の減となっております。これは、改正法による確認審査の厳格化に伴い、申請図書に記載事項がより厳密になり、新たに証明書等の添付義務がふえたことから、建築確認申請手続に申請者が慎重になり、申請件数が減少したことが主な理由と考えております。

このような事態を受けまして、本市といたしましても、日本建築行政会議を通じて、添付証明書の簡略化や軽微な書類不備の運用について、国土交通省と協議を重ねた結果、本年11月14日付で、添付証明書の簡略化などについて建築基準法施行規則の改正が行われたところでございます。

次に、古沢地区の市街化区域への編入についての御質問でございますが、区域区分制度につきましては、無秩序な市街化を防止することなどを目的として、昭和43年の新都市計画法の制定にあわせ導入されたものでございまして、本市におきましても昭和45年に市街化区域と市街化調整区域の区分が行われ、その後、おおむね5年ごとに見直しを行ってきたところでございます。

今回の区域区分の見直しは、県が見直しに際して定めました基本的基準や、本市が本年3月策定した都市計画マスタープランに基づき、区域区分の見直しの方針を定め、編入候補地区の選定を行ったものでございます。まず、本市における即時編入の経過についてでございますが、平成15年の第5回見直しの際に、戸手4丁目地区の下流部分、約2.2ヘクタールを編入し、あわせて用途地域や地区計画を定め、計画的な市街地形成を図っております。また、こうした編入は、県内では横浜市や横須賀市においても同様な事例がございます。

次に、編入候補地区として当該地区が既に市街化した区域と判断した基準についてでございますが、当該地区では、世田谷町田線や細山線の道路整備が進められ、そうした幹線道路沿いに店舗や病院などの建築物の立地が図られてきたことで市街化が進んでおり、都市計画基礎調査における都市的土地利用割合や道路率も麻生区の市街化区域の平均を超えていることなどから、選定したものでございます。

次に、人口フレームについてでございますが、県の見直しの基本的基準では、土地区画整理事業の実施などにより、新たな開発整備を行い、事業の進捗にあわせて編入を行う必要がある場合につきましては、あらかじめ県が定めます都市計画区域の区域区分の方針に、保留人口フレームを定めておく必要がございますが、当該地区のように既に市街化している地区などの編入につきましては、その必要がございません。

次に、当該地区を市街化区域へ編入するメリットについてでございますが、編入に伴いまして、地域特性に応じた用途地域の指定や、きめ細やかなまちづくりのルールとなる地区計画を策定することなどにより、広域拠点の玄関口にふさわしい土地利用を誘導し、地区の特性を生かした計画的なまちづくりが実現されていくものと考えております。

次に、用途地域についてでございますが、市街化調整区域から市街化区域へ編入する場

合は用途地域の指定を行う必要がございますが、その際には、地域特性に応じ周辺の用途地域と整合した指定を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（玉井信重） 港湾局長。

〔港湾局長 梅田裕史登壇〕

◎港湾局長（梅田裕史） 港湾局関係の御質問にお答え申し上げます。

臨港道路東扇島水江町線についての御質問でございますが、臨港道路東扇島水江町線につきましては、物流の高度化に資する臨海部交通ネットワークの充実、並びに東扇島地区への唯一の連絡路である川崎港海底トンネルの混雑緩和、東扇島東公園の利用者への利便性の向上、さらに、災害時の緊急物資の輸送路や避難路の確保のためにも、早期の整備が必要であると考えております。このため、当該道路の平成20年度の整備着手に向けて、本市並びに川崎商工会議所が中心となり、東扇島を利用する企業など民間団体とともに、官民一体となって国へ事業費の確保に向けた要望活動を行ってまいりました。

今後につきましても、これら民間団体との連携を図りながら、機会あるごとに臨港道路東扇島水江町線の必要性について強く訴え、国の理解を得てまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（玉井信重） 青山議員。

◆37番（青山圭一） それぞれありがとうございました。まず初めに、要望を申し上げたいと思います。神奈川口構想についてであります。本日の新聞でも市長の談話が出ておりますが、神奈川口整備計画については、環境総合研究所を初め、羽田空港の国際化にあわせて、高度な研究開発機能の集積が図られるとのことでもあります。問題は、羽田側と川崎側の連絡道に余りこだわっていると、殿町3丁目、旧いすゞ工場跡地部分の再整備が進まないのではないかと危惧いたします。そこで、本市として、連絡道の可能性の追求と殿町3丁目部分の再整備を切り離して計画を進めるべきと考えます。市長に要望しておきます。

次に、新総合計画に関連して、市長に伺います。新実行計画の今後の予算額については、残念ながら現段階ではお示しいただけませんでした。そこで、新実行計画を着実に執行するに当たり重要な役割を担う、新・行財政改革プランについて伺います。本市はこれまで職員数の削減に取り組んできましたが、平成18年4月における各都市の人口1,000人当たりの職員数は多いほうから5番目となっております。また、先般示された平成18年度連結決算書によると、本市の歳出に占める人件費の比率は政令指定都市の中で最も高い比率となっております。さらに、平成19年度一般会計予算における義務的経費の割合は51.4%となっており、過去最高比率となっております。こうした状況をどのようにとらえ、どのように新・行財政改革プランの中で対処していくのか、市長、関係局長に伺います。

また、新実行計画策定に当たり、来年度の予算編成についてどのような認識を持っているのか、あわせて伺います。

また、持続可能な財政基盤を確立するための税源培養策についても伺います。

入札制度について再度伺います。答弁では、総合評価落札方式について、本年度既に5件が実施され、年内3件の公告も予定されているとのことでありました。本年度の目標値であった10件に向けて、着実に進んでいることを評価するものであります。その上で、来年度に関しても具体的な数値目標を設定する必要があると考えますが、現時点でどの程度の実施を想定しているのか、財政局長に伺います。

次に、臨海部再生事業についてであります。臨海部再整備事業の中で、水江町地内公共用地の有効活用に関連して伺います。今回の地域再生計画による水江町の土地取得――簿価が約233億円、そのうち利息部分は3分の1の約86億円ということであります。これはいただいた資料からの数値でございますが、この土地取得により、土地開発公社の土地保有額は平成20年度末で約160億円程度となり、公社の土地保有額が大幅に減少することになります。他都市――札幌市、千葉市においては既に廃止の方針が示されております。この水江町の土地取得により、土地問題について一定の終息が図られると思えます。行革の観点からも、今後の本市の土地開発公社のあり方が問われます。今年度までに結論を出すことになっておりますが、これまでの検討内容、存続か廃止の基準をどのように考えているのかも含めて、市長にお伺いしたいと思えます。

次に、生田緑地の整備について幾つか伺います。1点目は、青少年科学館についてであります。当初、2010年度の完成を目指していたが再検討の結果2011年度の完成を目指すとのことですが、なぜおくれることになったのか、また、そのおくれは丸々1年なのか、半年程度なのか、もっと短縮できるのか伺います。次に、新しい科学館のコンセプト等から考えると、青少年科学館の名称変更も視野に入れて検討すべきと思えますが、考え方を伺います。

2点目に、生田緑地の玄関となる東口、西口の再整備も検討する必要がありますが、考え方と具体的な計画があれば伺います。クラブハウスの改築計画についても伺っておきます。

3点目に、生田緑地内には、日本民家園、岡本太郎美術館、青少年科学館などの施設が立地していますが、広報活動や警備、清掃などの面で利便性や効率性を向上させるために、一体的な計画、管理、運営が必要と思えますが、考え方や対応を伺います。さらに、それらの社会教育系施設と公園的施設との一体的管理についても検討すべきと思えますが、実施の考え方や手順があればお伺いいたします。

安全・安心まちづくり推進協議会の充実とスクールガード・リーダーの増員など、学童の安全の確保について、教育長に伺います。一部の小学校や地域教育会議で取り組みが行われている地域安全マップの作成について、教育委員会として全小学校で正式なカリキュラムとして取り入れることが有効と考えますが、お伺いいたします。

次に、環境に優しい公共交通について、まちづくり局長に伺います。川崎 Manifesto における新公共交通システムの実現提案に関して、環境局長に環境面での取り組みとしての考え方を伺いました。そこで、まちづくり局として、環境に配慮した地域公共交通のあり方について伺います。地域公共交通の活性化及び再生に関する法律は、その骨子が環境問題の解消と公共交通サービスの低下に対する抜本的強化が挙げられています。今、地域からは、高齢化時代の到来の中で、病院に行く交通手段の確保など多くの問題が寄せられています。そこで、こうした利用者、交通事業者、学識経験者を含めた共同の協議の場づ

くりが必要と考えます。見解をお伺いいたします。

次に、高齢者介護サービスの充実についてであります。1点目は、特別養護老人ホームについてであります。特別養護老人ホームは、2007年度の整備計画では、小規模特養を含め34カ所2,594床の整備予定でしたが、実際には32カ所2,545床にとどまっています。4,500人の申請者等を勘案すれば、整備をもっと促進すべきであります。答弁では、国から居住系サービスの整備方針が示されており、この方針を踏まえて、利用者の幅広い選択が可能となるような多様な施設の整備を図りたいとのことですが、特養ホームは、国の整備方針に従えば、第4期計画の最終年度2011年度、第5期計画の2014年度にはそれぞれ何床くらいの整備を目指すことになるのか、ホーム建設の中長期の見通しを含め伺います。

次に、2004年度の特養ホーム「花ハウス」以降、現在まで建設された特養ホームは個室ユニット型に限られています。しかし、こうしたホームには、生活保護受給者など利用者負担段階1の人はほとんど入ることができません。低所得者も入居できる多床室型のホームを建設することが必要と思いますが、整備の考え方、具体的な数値目標について伺います。

2点目は、地域包括支援センターについてであります。それぞれの包括支援センターからは、予防介護に多くの時間がとられ他の業務に時間がかけられない、地域の方が電話をしたり出かけたりしても職員不在が多い、本来求められている活動ができる人員体制や環境に改善してほしいなどの強い声が上がっています。川崎市の設置の考え方は、国基準の低位の数値を採用しても、当初38、現在39カ所としているものであります。同じ国基準で高位の数値に基づけば、川崎市は約66カ所、センターが必要となります。実態に即した対応が必要であります。第4期計画の策定に当たっては大幅な整備目標を設定すべきと思いますが、見解を伺います。また、計画策定前であっても必要な増設や人員配置などの対策を講ずべきと思いますが、見解を伺います。

障害者の自立支援に関連して、再度伺います。さきの答弁で、療育センターの専門職による指導・訓練などの待機児童を解消することを目的に、4カ所目の療育センターを整備するとのことですが。専門職の不足はかねてから指摘をしてきた事項ですが、待機児童を解消するに足る、本市のST、OT、PTといった専門職の配置目標数と現状と比較しての増加数の見込みについて伺います。

また、専門職については、総合教育センターの職員との連携をどのように強化していくのか伺います。

次に、療育センターにおける対応が事実上、就学前児童に限られている現状をどのように解消していくのか、考え方を伺います。

次に、地域移行が難しい障害者の入所施設の整備について、心身障害者リハビリテーションセンター再編整備について具体的に伺います。現7施設344人の定員数をどのように評価、計画に反映させるのか、あわせて伺います。

次に、グループホーム等の計画見込み数が、平成18年度につき、既に67人の不足があったとのさきの答弁でありました。本年度の見込みをお示してください。さらに、グループホーム等の不足分を次期障害福祉計画にどのように反映させるのか、具体的に伺います。

また、さきの答弁で、市として早急に収入の実態調査を行うとのことですが、計画見込み量を満たせない原因について、本市の認識についてお伺いいたします。

次に、保育5か年計画についてであります。6月の建築基準法改正により保育所開設が1カ月遅くなったとのことですが、8月29日に書類の提出を行っていますので、これは開設が遅くなっても当然だと思います。せめて2カ月早く、6月の改正を見込んでの書類提出が行えなかったのか伺います。

次に、家庭保育福祉員について伺います。家庭保育福祉員が虐待を行ったという事件が新聞で取り上げられていましたが、本市においては問題はないのか、また、密室という状況が発生することは事実でありますので、そういった虐待などが起こらないような対策をとっているのかお伺いいたします。

次に、本市における着工件数も大きく減少しているわけではありますが、その原因として、まず、申請図書に不整合があった場合の対処方法の中で、これまでは建築主事等が補正された上で確認をおろす慣行がずさんな設計図書による申請を助長するとのことから、原則として法令において適合するかどうか決定できないことが挙げられております。

次に、軽微な不都合があった場合には建築主事等により補正指示ができるとしていますが、具体的な運用ルールが示されておらず、一部自治体では、不適合となる無期限通知を交付しているケースもあると聞いています。そこで、適合書類に関する申請に関しては、法令で定める期間よりも早く確認すべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。これは建築申請に関する問題であります。

次に、建築確認申請に関する期間が非常に長期にわたる上、特に事前相談に相当な期間がかかっている実態であります。申請窓口における事前相談の迅速化を図るべきと思いますが、伺います。

次に、窓口で最も対応に苦慮している補正に関して、明確な指示がないことによる確認申請事務が遅延しております。そこで、軽微な書類不備に関する具体的統一的な運用ルールを確立すべきと考えますが、お伺いいたします。

議案第152号について、再度伺います。粗大ごみ収集業務民間委託の入札要件として、当該地域に本店または営業所等を配置していることを設定するとのことであり、この場合、営業所としては、常駐の社員や一定規模の施設があるなど、実態として機能している必要がありますが、どのように考えているのか、また実地調査を行い確認を行うのか、環境局長にお伺いしたいと思います。

○副議長（玉井信重） 市長。

◎市長（阿部孝夫） 新・行財政改革プラン等についてのお尋ねでございますが、私はこれまでも、積極的な施策の再構築と事業手法の効率化などを通じて、新たに捻出した財源を有効に活用することにより、将来にわたって効果が期待できる基盤整備や社会状況の変化に対応する市民サービスの充実を主眼に行財政改革を断行してまいりました。依然として厳しい財政状況の中で、財政の硬直化の要因となる義務的経費の増加は、本市の課題であると認識しているところでございますので、今後も手を緩めることなく改革を進め、素案でもお示ししましたように、公共サービスの提供におきましても、民間でできるものは積極的に民間を活用するなど、さらに1,000人の職員削減を目標に据え、人件費の縮減に向けた取り組みを推進してまいります。

また、新・改革プランの策定に当たりましては、今後の中期的な財政運営の指針である財政フレームを策定し、新実行計画に掲げる施策を着実に推進するとともに、社会経済状況の変化に的確に対応したメリ張りのある行財政運営を推進してまいります。とりわけ、平成20年度の予算編成は、新実行計画の初年度の予算であり、計画期間内の事業の方向性を定めるなど、いわば複数年の予算編成とも言えるものでありますので、行財政改革プランの素案でお示しした考え方を踏まえ、新実行計画の3年間における施策や事業の方向性を見据えながら、編成を進めているところでございます。

また、将来的に税源涵養につながるような施策につきましては、これまでも都市拠点の整備ですとか、川崎駅、新川崎駅周辺、マイコンシティにおける優良企業の立地誘導、さらには3つのサイエンスパークにおける新産業の創出など、積極的に取り組んできたところでございますけれども、健全な財政構造の構築に向けましては、さらなる税源涵養の視点が大変重要なことと認識しておりますので、先端産業の集積を図るための新たな支援制度の創設などを検討しながら、予算編成や計画の策定を進めてまいります。

土地開発公社のあり方検討会議の検討内容等についてのお尋ねでございますが、土地開発公社、公共用地先行取得等事業特別会計及び土地開発基金の3つの制度の特徴を踏まえて、用地の先行取得の見通しを立てた上で、その存続の可否を決定する必要があります。また、存続させる必要がある場合は、収支予測も重要な判断要素となってきますので、これらについて、あり方検討会議を設置して検討を進めているところでございます。今年度中に方針を決定することとしているところでございます。以上でございます。

○副議長（玉井信重） 教育長。

◎教育長（木場田文夫） 地域安全マップについての御質問でございますが、子どもたち自身がグループワークをしながら、自分たちの目で危険箇所を確認し、マップに書き込んでいく作業は、児童の防犯意識を高めるとともに、危険回避能力を高めることにもつながります。今後とも、積極的に各学校で取り組めるよう、教員研修を通じて作成の手順や完成した安全マップを紹介してまいりたいと考えております。

次に、青少年科学館についての御質問でございますが、完成時期につきましては、当初計画では、2010年度の完成を目指して、2008年度に基本設計、実施設計、建築基準法に基づく手続等の事務手続までの作業を終える予定で計画しておりましたが、計画スケジュールを見直した結果、事務手続等の期間が2009年度まで必要となるため、建物の完成は当初計画よりさらに半年程度を要する見込みとなっているところでございます。

次に、青少年科学館の名称につきましては、市民に親しまれやすい名称について、今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（玉井信重） 総合企画局長。

◎総合企画局長（三浦淳） 生田緑地の一体的な管理等についての御質問でございますが、生田緑地は、自然豊かな市民の憩いの場であり、岡本太郎美術館や日本民家園を初めとする個性豊かで魅力的な文化施設、さらには、ばら苑や生田緑地ゴルフ場など、特色ある施

設が立地しております。このような生田緑地の特性を踏まえ、その魅力を一層高めるとともに、市民の利便性の向上を図るためには、緑地全体を効果的、効率的に管理することが必要と考えているところでございます。こうした観点から、昨年度、庁内に生田緑地総合調整会議を設置し、検討を進めており、これまでに生田緑地内の施設が連携して統一パンフレットを作成し、小田急電鉄新宿駅や登戸駅行政サービスコーナーにおいて配布するなど、一体的な情報発信に努めてきたところでございます。

今後の取り組みについてでございますが、第1段階として、平成20年度に文化施設の清掃や警備などの共通管理業務の一部統合や各施設が連携した事業の実施、第2段階として、平成21年度に、さらに、北部公園事務所も含めた共通管理業務の統合や連携、最終的には、生田緑地全体を一体的に管理運営できる仕組みを検討しておりまして、新実行計画と整合を図りながら、今年度中に生田緑地管理運営基本方針を策定してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（玉井信重） 財政局長。

◎財政局長（秀嶋善雄） 総合評価落札方式の実施件数についての御質問でございますが、総合評価落札方式には、工事の品質向上、ダンプの防止、不良不適格業者の排除などが期待されていることから、今年度の試行結果を検証した上で、今後拡大していきたいと考えておるところでございます。

また、来年度の実施件数についてでございますが、本年度の約2倍であります20件程度を目途に、関係部局と協議・検討を行い、試行実施してまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○副議長（玉井信重） 環境局長。

◎環境局長（丸山學） 初めに、生田緑地の整備についての御質問でございますが、まず、東口、西口入り口についてでございますが、東西のゲートは、緑地のメインの玄関口でございますので、それにふさわしい景観の演出や駐車場の整備、利用者への案内サインの充実を図ることが大切であると認識しております。特に、両入り口では、改築される青少年科学館において検討されております総合インフォメーション機能と連動して、緑地内の自然的環境や文化施設等のインフォメーションが行えるような施設の整備が必要であると考えております。そのために、東口入り口におきましては、向ヶ丘遊園駅菅生線の拡幅工事の完成にあわせて、平成20年度に入り口周辺地に誘導サインを備えたモニュメントを設置する予定でございます。その後、青少年科学館の改築後には、インフォメーション機能などを備えたゲートや駐車場周辺の整備を検討しております。また、西口入り口では、横浜生田線からの来園者への誘導のため、東口と同様に生田緑地と認識できるようなサインを兼ねたモニュメントを平成20年度に整備してまいります。

次に、クラブハウスの建てかえ計画についてでございますが、老朽化や耐震上の課題がございますことから、建てかえの必要があると考えております。したがって、今後につきましては、今年度末に策定いたします生田緑地管理運営基本方針を踏まえまして、早

期完成に向け、来年度、実施設計に取り組む方向で検討してまいります。

次に、粗大ごみの収集業務委託についての御質問でございますが、このたびの委託に際しましての入札要件といたしましては、市民生活に密着した業務を円滑に実施するため、受託する地域に営業所等を設置し、作業を遂行するに必要な人員及び車両を配置するとともに、車両を適正に維持管理する駐車施設などを備えることとしております。さらに、作業の管理体制として、市との連絡調整を行う作業責任者や個人情報管理責任者などの設置を義務づけ、営業所等の機能を確保することとしているところでございます。また、事業者から提出された入札参加希望調書に基づき、一般廃棄物収集運搬業の実績や従事者雇用状況、営業所や駐車場の位置などを確認するなどの、事前調査としてのヒアリングを実施したところでございます。以上でございます。

○副議長（玉井信重） 健康福祉局長。

◎健康福祉局長（長谷川忠司） 初めに、高齢者介護サービスの充実についての御質問でございますが、特別養護老人ホーム等の施設整備についてでございますが、本市における要介護2から5の方が特別養護老人ホームを含めた施設・居住系サービスを利用している割合は、平成19年度末で30%と推計しているところでございます。今後は、国の整備方針によります、平成26年度末までに37%となることを目標といたしまして、第4期及び第5期の介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画を策定する中で検討してまいりたいと存じます。

次に、特別養護老人ホームの整備の考え方、具体的な数値目標についてでございますが、御指摘のように、低所得者等の利用者負担第1段階の方はほとんど入所できないといった現実も踏まえまして、平成20年度に着工を予定しております2カ所240床、平成21年度に着工を予定しております1カ所120床の整備につきましては、個室ユニットに限定することなく、多床室の割合が6割から7割程度となるような整備を計画しているところでございます。

次に、地域包括支援センターについての御質問でございますが、国基準におきましては、高齢化率20%を基本に、高齢者人口3,000人から6,000人を目安とした地域包括支援センターの設置が示されておりますが、第4期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の策定におきましては、高齢者人口の増加や地域包括支援センターの担当圏域における対象人口の増加に伴い、さらなる業務量の増加も見込まれることから、業務の実態把握に努め、地域包括支援センターの設置数などにつきまして検討してまいりたいと存じます。

また、今年度、国の配置基準の3名に加え、本市独自に非常勤職員を1名増員のほか、介護予防ケアプラン作成に伴う職員を必要に応じて雇用できることが可能となるように予算措置を講じ、また事務の効率化を図っているところでございます。

いずれにいたしましても、地域包括支援センターは地域包括ケアの拠点として大変重要な役割を担うものでございますので、平成20年度におきましても高齢者人口の増加などを踏まえ、充実に努めてまいりたいと存じます。

次に、障害者の自立支援についての御質問でございますが、初めに、地域療育センターの専門職の人数についてでございますが、現在、北部地域療育センターにはS T、O T、

P Tを合わせて7人を配置しておりますが、4カ所目の地域療育センターにつきましてもそれと同程度の職員配置を想定し、1カ所分の専門職をふやすことにより、待機状態の解消につながるものと考えております。

次に、学齢期の対応と教育との連携についてでございますが、就学いたしますと、保護者からの相談は、集団適応等、学校生活を主としたものが多くなります。このような場合は、児童が実際に生活する場での対応が必要となりますので、基本的には総合教育センター等、教育関係の機関を御紹介しております。また、学校教育の中で、専門職の支援が必要と判断された場合は、地域療育センターに個別に相談がございますので、来所による相談・訓練や、学校訪問による助言・指導などを行っております。今後につきましても、教育との連絡調整や連携の強化に努めてまいりたいと存じます。

次に、入所施設の再編整備についてでございますが、地域移行が難しい方の居住の場として確保するとともに、地域生活へ移行するための支援機能や短期入所機能を強化し、在宅生活支援型の施設として整備してまいりたいと存じます。また、入所施設の定員についてでございますが、短期入所等、在宅生活を支援する機能への見直しなどを検討する中で、必要な定数を設定してまいりたいと存じます。

次に、グループホーム等の障害福祉計画の目標値と実績値の差についてでございますが、本年度については、目標値648人のうち、11月末現在で553人分が整備されております。今後20名の定員が確保できる見込みとなっております。不足分につきましては、新規設置の希望調査結果を踏まえた上、法人に働きかけるなど、でき得る限り整備が進むように調整してまいりたいと存じます。

また、設定した数値目標につきましては、達成状況について、障害者施策推進協議会において点検・評価を行うこととなっておりますので、この結果を踏まえ、来年度、策定する第2期川崎市障害福祉計画に反映してまいりたいと存じます。

次に、計画見込み量を充足できていないことについてでございますが、国の報酬単価が低い上、日払い方式になり経営実態に見合っていないことなどにより、新規設置が進まないことが原因と推測されますが、このことにつきましては、現在実施しております新規設置の希望調査で分析してまいりたいと存じます。

次に、保育緊急5か年計画についての御質問でございますが、保育所の整備につきましては、実施主体である社会福祉法人が4月当初から入札等の手続を行い、5月上旬に設計業者と委託契約を締結しております。その後、速やかに設計に入り、設計完成が7月下旬となり、改正建築基準法に対応するため、建築確認申請の準備を進めておりましたが、書類作成のよりどころとなります構造適合表が国から示されたのが8月中旬となったこととございまして、申請が8月下旬になったものと伺っております。

次に、家庭保育福祉員制度につきましては、3歳未満の乳幼児を自宅で保育する事業でございまして、乳幼児に適した家庭的な保育環境を提供することができる反面、保育者の孤立化等の課題があると言われていたところでございます。本市では、これまで家庭保育福祉員による虐待等の問題が生じた事例はございませんが、保護者に安心して本制度を利用していただけますよう、各家庭保育福祉員の自宅近くの認可保育所を連携保育所に指定し、家庭保育福祉員とその受託児童が連携保育所において、職員や児童と定期的に交流する機会を設けているところでございます。また、家庭保育福祉員の自宅を、公立保育園の

園長経験者である非常勤の保育相談員が年3回訪問し、個別に保育内容の確認及び指導を実施しているところがございます。

今後につきましても、引き続き、子どもの人権にも配慮した研修を行い、保育内容の向上に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長（玉井信重） まちづくり局長。

◎まちづくり局長（寒河江啓壹） 初めに、地域の公共交通のあり方についての御質問でございますが、買い物や病院、最寄り駅などへの日常の生活圏における移動手段として、公共交通が果たす役割は重要と考えております。地域における公共交通の課題の解決に当たりましては、地域の状況を最もよく知る住民が主体的に取り組み、問題点や課題を共有し、解決に向けて合意形成を図ることが大切となります。具体的には、まず勉強会での地域課題の確認や需要のアンケート調査などを実施し、その調査結果に基づき、既存の公共交通システムを活用した見直しなどを検討することとなります。

市といたしましては、勉強会やアンケート調査などにおいて技術的な助言を行うとともに、地域住民と交通事業者との協議に加わり、運行実験や試行運行などの支援を行ってまいります。さらに、本格運行に向けては、道路運送法で、地域のニーズに即した運行形態、サービス水準、運賃などについて協議をするため、利用者、地方運輸局、交通事業者、道路管理者、交通管理者、学識経験者などで構成する地域公共交通会議を設置することができますので、そのような会議の設置も含め検討してまいりたいと考えております。

次に、建築確認の処理期間などについての御質問でございますが、まず、建築確認の処理期間につきましては、このたびの法改正が一昨年末に発覚いたしました耐震偽装事件を受けたもので、建築物の安全性の信頼を回復するためには、従前にも増して厳格な審査が求められていることから、審査期間が長くなっておりますが、さらなる迅速な確認審査に努め、審査期間の短縮を図ってまいります。

次に、確認申請の事前相談につきましては、本市におきましては、事前相談に対しまして、迅速な回答に努めておりますが、統一的な見解のために調整する時間をいただく場合もございます。今後とも、さらなる迅速化に努めてまいります。

次に、軽微な書類不備の運用につきましては、国土交通省から示されました新しい建築確認手続きの要点に従い、審査が困難な場合には、補正や追加説明書の提出を求めており、単なる誤記や脱字の修正は軽微な不備として許容するなど、統一的な運用に努めております。また、行政庁や民間建築確認機関で統一的な運用が図られるよう、神奈川県建築行政会議などにおいて積極的に協議を進めてまいります。以上でございます。

○副議長（玉井信重） 青山議員。

◆37番（青山圭一） それぞれありがとうございました。それでは、健康福祉局長に再度伺いたいと思います。保育緊急5か年計画であります。申請が8月下旬になったと伺っておりますけれども、まるで他人事のような保育所建築についてのおくれですが、建築基準法改正による刊行物が出たのは確かに8月ですが、その前にもっとやるべきことがあっ

たのではないか。こちらの建築基準法改正があったからといって、この整備が遅くなったということにはならないのではないかと思います。4月に保育施設を必要な人につくる、こういう思いを持って丁寧に対応していただきたいと思います。

次に、小規模認可保育所についてであります。今回10事業者が決定したと仄聞しておりますけれども、保育所の広さが200平米以上や駅から500メートルの距離、あるいは受け入れ人数など、当初の厳しい要件はなし崩しの、一方的に残念ながら変更されてしまいました。要件の変更はどのように行ったのか、すべての事業者に行き渡る措置を行ったのか伺います。

また、当初、要件が厳しく、設置業者が集まらないということであったと仄聞しておりますが、当初は何社来て、そして要件を緩和してから何社の応募があったのか、それぞれお伺いしたいと思います。

○副議長（玉井信重） 健康福祉局長。

◎健康福祉局長（長谷川忠司） 小規模認可保育所についての御質問でございますが、小規模認可保育所は平成20年4月に10カ所開設することで準備を進めておりまして、10月5日に説明会を開催し、11月15日まで事業者の募集を行い、12月3日に決定、発表したところでございます。

小規模認可保育所の整備基準や運営基準につきましては、募集要項の中に記載しておりまして、基本的には児童福祉施設最低基準や建築基準法等の関係法令に適合することを条件としております。募集に当たりましては、57法人の参加を得て説明会を開催し、保育施設として必要な面積や駅からの距離など、具体的な事項について説明をいたしました。また、応募に当たりましては、事前に相談をしていただくようお願いをしております。この事前相談の中で改めて募集条件や認可保育所として整備が可能な物件であるかを確認し、12法人から正式な申し込みを受け付けたところでございます。以上でございます。

○副議長（玉井信重） 青山議員。

◆37番（青山圭一） そもそも駅近くで200平米の物件というものはなかなか見つからないのではないかと考えております。当初の設定に甘さがあったのではないかと思います。それをすぐに変更するのであれば、初めから設定を行わないほうがよいのではないかと。もう少しきつちりと設定をすべきだと思います。公平に参加ができるよう、事業者にも利用者にも周知をしっかりと図っていただきたいと思います。

それでは、全体を通じてでありますけれども、今回多岐にわたる質問をさせていただきました。新総合計画実行計画にこの質問の内容というものがすべて絡んでくるわけでありまして、先ほどもありましたが、これまでタウンミーティング、市民意見の聴取、そして私たち民主党川崎市議団が川崎 Manifestoとして提案している政策、さらには、このたび予算要望として取りまとめた内容が、十分にこの計画に反映されることを強く要望しておきます。

また、新実行計画の着実な推進を図るために、新・行財政改革プランの取り組みがかぎ

となることは、先ほども述べたとおりであります。依然として義務的経費の比率が高い本市の歳出構造の転換、とりわけプランの中でも指摘があります、民生部、衛生部の見直しも大きな課題であります。

また、同時に、神奈川口整備を通じた臨海部の活性化による企業誘致、都市基盤整備の着実な推進を図ることにより、風格があり、魅力ある川崎市の構築に向けての取り組みを望んで、取り組みをしっかりと行っていただきたいと思えます。

あとは委員会に譲り、質問を終わります。ありがとうございました。